

学内六報

2013.9.2

no. 1443



特別号

ワールドクラスの大学教育の実現のために
学部教育の総合的改革



総合的な教育改革の関連情報を本学ウェブサイトに掲載しています。場所：トップページ左上の「総長談論バナー」→「入学時期の在り方についての検討などの総合的な教育改革」
URL: <http://www.u-tokyo.ac.jp/gen02/fall.enrollment.html>

本特別号の趣旨

本学では、平成23年4月に「入学時期の在り方に関する懇談会」、平成24年4月に「入学時期等の教育基本問題に関する検討会議」(以下、「基本検」)を設置し、総合的な教育改革の在り方について検討を重ねてまいりました。

そして、このたび、役員会の諮問機関である基本検の答申に基づき、平成25年7月25日の役員会にて「学部教育の総合的改革に関する実施方針」(以下、「実施方針」)を議決しました。

今後は実施方針に沿って、全学実施体制を整備した上で、「学部教育の総合的改革に係るアクションリスト」の実施、全学部での4ターム制の導入、秋季入学の拡充・推進、「部局別改革プラン」の策定・実施などといった取組を逐次実行していく段階へと移ります。

改革を確実に実行するためには、各教職員が本学の方針を理解・共有し、一丸となって取り組んでいくことが必要です。本特別号では、実施方針とこれまでの検討の経緯について紹介します。

～学部教育の在り方について、全学的にこれほどまでに深く議論が行われ、かつ全学的に取り組む意識と態勢が整ったことは、東京大学の長い歴史において画期をなすものです(濱田総長メッセージより)～



「もりかも」

行動シナリオ応援キャラクター
「もりかも」

Contents

p.3-9

[特集]

学部教育の総合的改革の実施方針

p.10

[コラム]

進む、総合的な教育改革

p.11-64

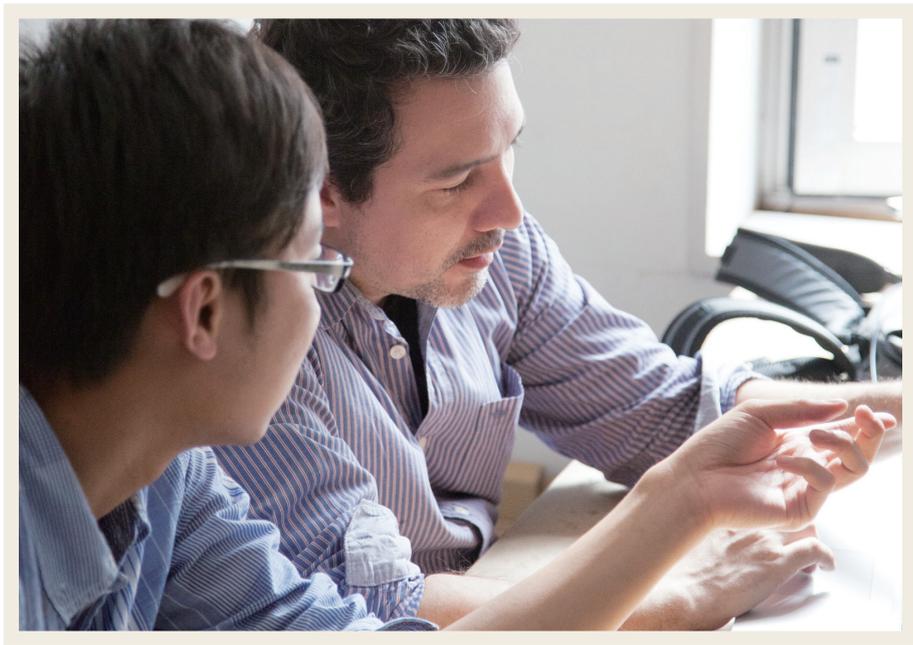
[全文収録]

基本検答申

p.65

[付録]

総合的な教育改革の検討経緯



[特集]

学部教育の総合的改革の実施方針

—東京大学憲章の謳う「世界的視野をもった市民的エリート」の育成のために、本学の教育はどうあるべきか。秋季入学の構想を視野に入れつつ検討し、提言すること—

役員会からの諮問を受け、「入学時期等の教育基本問題に関する検討会議」は平成24年5月に検討を開始。約1年2ヶ月間に渡る議論の成果として、「学部教育の総合的改革について」と題する答申を提出しました。

この特集では、答申を踏まえて7月25日付けで策定された本学の教育改革の実施方針を詳しく紹介します。

「学部教育の総合的改革に関する実施方針」 の公表に当たって

実施方針の実行に向けた濱田総長からのメッセージです。

このたび東京大学では、役員会において、「学部教育の総合的改革に関する実施方針」を決定しました。これは、本年6月に役員会に提出された、「入学時期等の教育基本問題に関する検討会議」答申の趣旨を踏まえて行われた機関決定です。今後、この実施方針に則り、平成27年度末までの実行を目途に、「学部教育の総合的改革に係るアクションリスト」の実施、全学部での4ターム制の導入、秋季入学の拡充と推進、「部局別改革プラン」の策定と実施、中期計画の変更及び策定等の取組みを逐次進めてまいります。

先般、私は、「入学時期等の教育基本問題に関する検討会議答申を受けて」と題する総長所信（平成25年6月18日付）を出しました。そこでも述べているように、学部教育の在り方について、全学的にこれほどまでに深く議論が行われ、かつ全学的に取り組む意識と態勢が整ったことは、東京大学の長い歴史において画期をなすものです。この意義ある改革を迅速かつ確実に実行し、グローバル化の時代に真正面から応えるべく大学の教育力を抜本的に強化するため、新設した臨時教育改革本部の本部長として、私も全学の構成員とともに全力を尽くしていく所存です。

東京大学が進めようとしている改革には、他大学や産業界との連携を図りつつ、社会システムの改革と同期・協調していくことが求められるものも少なくありません。自主的・自律的な教育改革を通じて社会の負託に力強く応えていく決意である旨、改めて申し上げるとともに、引き続き、本学の教育研究活動と日本の高等教育のさらなる飛躍のため、各界の幅広い御理解と御協力をお願いいたします。

（平成25年7月26日）



総長

濱田 純一

学部教育の総合的改革に関する実施方針

基本検からの答申を受け、7月25日に役員会が「学部教育の総合的改革に関する実施方針」を議決しました。実施方針は本文(本ページ)と、アクションリストの実施や4ターム制の導入を掲げる別紙(6~8ページ)からなっています。今後、改革の実施体制(9ページ)を整え、その内容を実施していきます。

入学時期等の教育基本問題に関する検討会議

本学の役員会の下に平成24年設置。3名の理事のほか、教育企画室、入試企画室、国際本部、複数の研究科の長らが名を連ねる。秋季入学構想を視野に入れつつ教育の基本問題についての検討を行い、平成25年6月に答申を提出した。15-64ページに答申全文を掲載。

中期目標・計画

中期目標は6年間にわたり国立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標のこと。文部科学大臣があらかじめ国立大学法人の意見を聴き、定める。中期計画はそれを達成するために国立大学法人が作成する計画で、文部科学大臣の認可を受けなければならない(国立大学法人法より)。第2期中期目標・計画期間は平成22~27年度。

学部の秋季入学コース

本学では英語による授業のみで学位が取得できる教養学部のコース(Programs in English at Komaba (PEAK))で秋季入学を実施している。

1. アクションリストの実施

入学時期等の教育基本問題に関する検討会議答申「学部教育の総合的改革について」(平成25年6月13日)を踏まえ、現行の第2期中期目標・計画期間(平成27年度末まで)に「学部教育の総合的改革に係るアクションリスト」(別紙1)の掲げる諸事項を実施する。

2. 学事暦の見直し

「当面の学事暦の見直しに係る方針」(別紙2)に基づき、国際流動性の向上等の観点から、第2期中期目標・計画期間中に授業期間の4ターム制を全学部で導入し、学部の秋季入学コースの拡充を図りつつ、秋季入学の環境整備に向けた社会への働きかけ及び他大学との連携協力を強化する。これらの取組の成果を踏まえ、第3期中期目標・計画期間(平成28~33年度)に秋季入学の拡充と推進に向けた必要な措置をとる。

3. 改革の実施体制

教育活動の運営に関わる既存の全学的組織の見直しを図りつつ、改革の実施のための全学体制を構築する。各教育研究部局は「学部教育の総合的改革に係るアクションリスト」に則って、「部局別改革プラン」を策定・実施する。本部は、全学的な観点に立って改革のための資源を確保し、各部局の改革の進捗状況を評価の上、戦略的な資源配分を行う。

4. 中期計画の扱い

前各項の実施に向け、必要に応じ、第2期中期計画の変更に係る所要の手続きをとる。また、本実施方針の検証・見直しを適時に行い、その結果を第3期中期計画の策定作業に反映させる。

(平成25年7月25日 役員会議決)

実施方針解説 その1

アクションリストの実施

実施方針「別紙1」のアクションリストには、基本検答申に基づき、改革の原則・方向性を示すI～Vの5つの柱の下、21項目の取組が掲げられています。実施方針ではこれらを平成27年度末までに実施するとあります。10ページにはすでに本学で進めている取組のいくつかを紹介しています。併せてご覧ください。

GPA(Grade Point Average)

客観的な成績評価を行う方法として大学に導入されているもので、一般に授業科目ごとに5段階(例えばA、B、C、D及びF)で成績評価を行い、それぞれ4から0のグレード・ポイントを付し、この単位当たりの平均を出し、学修指導等に活用する制度。

キャップ制

学生が1年間又は1学期に履修科目として登録可能な単位数の上限を定める仕組み。大学設置基準によると、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が一定期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることが、大学の努力義務となっている。

週複数回授業

大学設置基準の一部改正(平成25年3月29日)により、授業期間について、「10週または15週」の講義を中心とした授業のあり方の多様化を推進するため、教育上必要があり、かつ十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、より弾力的な授業期間の設定が可能となった。同改正に基づく事例の1つとして、「週複数回授業の実施」が挙げられている。

学部教育の総合的改革に係るアクションリスト(実施方針「別紙1」) —ワールドクラスの大学教育の実現に向け、今取り組むべきこと—

I 学びの質の向上・量の確保

- 学生をしっかりと学ばせる仕組みの確立(学習総量の確保、成績評価の厳格化、GPA活用による学習支援、キャップ制の導入、週複数回授業の普及など)
- 教育方法の改善に対応するFD活動の推進(TA制度の改善、「フューチャー・ファカルティ・プログラム(FFP)」の確立を含む)
- 学びの質を向上し、量を確保する観点からの学事暦の見直し(4ターム化に伴う授業形態の変更など)

II 主体的な学びの促進

- 点数至上の価値観のリセットを目指した全学的な導入教育の強化
- 「教え授ける」(ティーチング)から「自ら学ばせる」(ラーニング)への転換を目指した授業の改善(少人数チュートリアル授業の導入、アクティブラーニングの普及など)
- 学生の主体的な履修を支えるカリキュラムの柔軟化(進学・卒業の要件の見直しを含む)

- 習熟度別授業など能力・適性に応じた教育の普及・展開(科目ナンバリング制の導入を含む)
- eラーニングの積極的な活用による教育方法の改善

III 流動性の向上と学習機会の多様化

- 多様性に富む学習環境をつくる「グローバル・キャンパス」の実現(英語による授業、外国人教員、PEAK・AIKOM等の国際プログラムや全学交換留学制度の拡充など)
- 高度なトライリンガル人材を育成する「グローバルリーダー育成プログラム(GLP)」の構築と展開
- サービスラーニングの導入、ならびに「初年次長期自主活動プログラム(FLY)」の定着とその成果の普及(学士課程全体を通じた特別休学制度の活用の検討を含む)
- サマープログラムの開発等による多様な学習体験の機会の飛躍的な拡充
- 海外大学等との互換性、学生・教員の国際流動性を高める観点からの学事暦の見直し(タームの分割、夏季休業の拡大など)



Ⅳ 学士課程としての一体性の強化

- 大学での学びを俯瞰する全学的な導入教育の強化
- 学士課程の一貫性の観点に立ったカリキュラムの順次性・体系性の見直し
- 評価尺度の多元化の観点に立った後期課程進学制度の構築
- 全学に開放された共通授業科目制度、部局横断型教育プログラムの普及と展開

Ⅴ 教育制度の大枠の改善

- 多様な学生構成の実現と学部教育の活性化を目指した推薦入試の導入
- 社会の変化を踏まえた入学定員の適正な規模・構成の提示(所要の組織体制の見直しを含む)
- PEAKの充実を図りつつ、秋季入学の環境整備に向けた社会への働きかけ、他大学との連携協力の強化
- 学部・大学院の一貫的な教育プログラムの研究開発、ならびに優秀な学部学生が大学院レベルの学習にアクセスする機会の拡大(早期卒業制度の導入、科目履修の弾力化など)

FD(ファカルティ・ディベロップメント)

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。本学ではFDの基本方針を策定し、①教授法の開発、②カリキュラムの開発、③組織の開発といった取組を推進することとしている。概要は学内広報1435号を参照。

フューチャー・ファカルティ・プログラム(FFP)

10ページを参照。

アクティブラーニング

教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学習者が能動的に学ぶことによって、後で学んだ情報を思い出しやすい、あるいは異なる文脈でもその情報を使いこなしやすいという理由から用いられる。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等を行うことでも取り入れられる。

科目ナンバリング

授業科目に適切な番号を付し分類することで、学習の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み。①大学内における授業科目の分類、②複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つ。対象とするレベル(学年等)や学問の分類を示すことは、学生が適切な授業科目を選択する助けとなる。

PEAK (Programs in English at Komaba)

10ページを参照。

AIKOM (Abroad in Komaba)

本学の教養学部と19カ国29大学との間で行われている1年間の交換留学制度。授業料相互不徴収と単位互換を前提としている。学部学生を海外に送り出すだけでなく、受け入れた海外留学生向けの英語で行われる授業に日本人学生を参加させることで、海外と日本とで二重の国際化を図る特色ある取組。受け入れ、派遣ともに利用者は毎年約25名にのぼり今後も増加する見通し。

グローバルリーダー育成プログラム(GLP)

10ページを参照。

サービスマーケティング

教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム。

初年次長期自主活動プログラム(FLY Program)

10ページを参照。

推薦入試の導入

10ページを参照。

主な出典：

- 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」(平成24年8月28日中央教育審議会)
- 「高等教育に関する質保証関連用語集第3版」(独立行政法人大学評価・学位授与機構)

実施方針解説 その2

4ターム制の導入

実施方針「別紙2」では、基本検答申に基づき、当面の学事暦の見直しの方針として、4ターム制の導入について示されています。

4ターム制

4ターム制の類型は基本検答申の別紙「学部教育の総合的改革における学事暦の在り方」(企画調整部会)の中で示されている。47ページを参照。

当面の学事暦の見直しに係る方針(実施方針「別紙2」)

1. 学事暦見直しの基本的な考え方

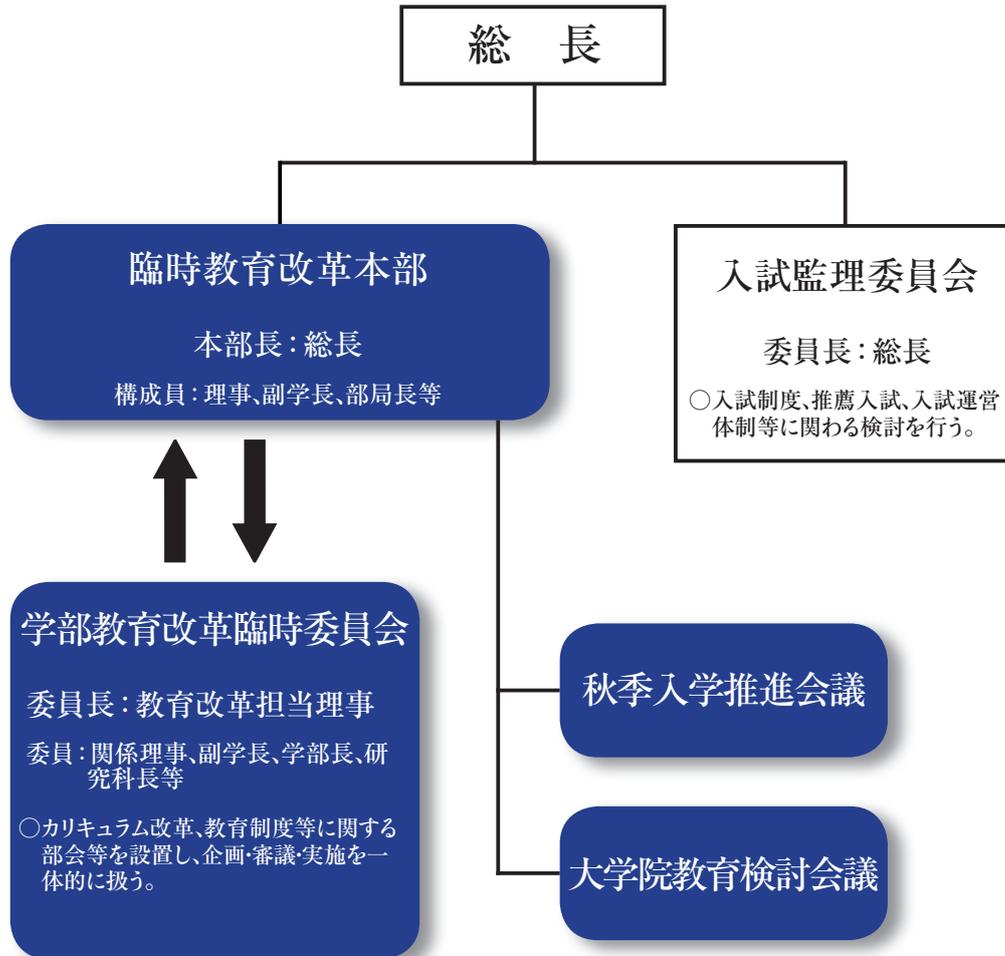
- (1) 学びの質の向上・量の確保に寄与するとともに、学生の主体性を尊重した教育活動を展開し、国際的な流動性を高めることに資することを基本的な観点として見直しを行う。学士課程全体を通じ、学生の科目履修や自主的な学習体験の活動を柔軟に行い得るようにする(個に応じた学事暦のデザイン)。
- (2) 各学部・研究科間の共通性に留意しつつ、それぞれの実情を踏まえ、実施時期・形態について一定の自由度を許容する枠組みとする。
- (3) 学士課程教育の一貫性を高め、総合的な教育改革の取組に資するものとなるよう留意して設計する(特に、各部局のカリキュラム改革や進学振分け制度の見直しと整合し、それらを促進する基盤となるようにする)。

2. 望ましい学事暦が具備すべき要素

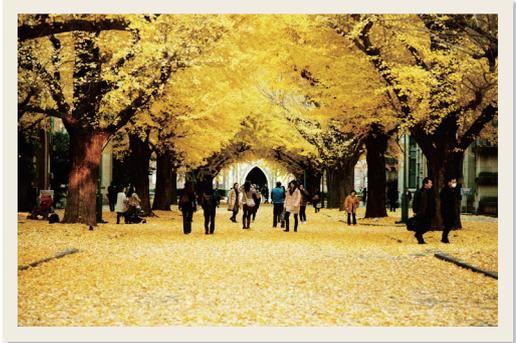
- (1) 点数至上の価値観をリセットし、主体的な学習態度への転換を図るため、4月の入学から最初の学期を導入教育の重点期間として位置付け、その特質を踏まえた教育課程を編成する(全学的な参画・協力による導入教育の強化)。
- (2) 国内大学との関係をも踏まえ、学年は4月から翌年3月末までとする。その枠組みの下、4ターム制による授業運用を積極的に導入し、短期留学の機会の拡大や授業方法の改善・転換(週複数回授業や双方向型の授業の普及など)を併せて進める。
- (3) 学生の科目履修や教員の科目担当に柔軟性をもたせ、教育分野や学生の実情に応じ、夏季休業期間の選択的拡大及び有効活用を可能とする(6~8月におけるサマースクールを通じた国際的な学習体験などの豊富化、教員の研究活動の活性化など)。

実施方針解説 その3 改革の実施体制

実施方針に基づき、教育改革の実施体制を以下のとおり整備します。



… 新たに設置する組織
 (臨時教育改革本部を除き、名称は仮称)



[コラム]

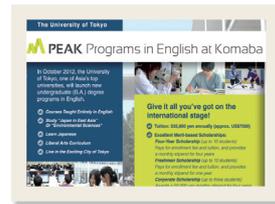
進む、総合的な教育改革

本学では、すでにさまざまな教育改革が進みつつあります。以下、その一部を紹介します。

初年次長期自主活動プログラム
(FLY Program)

入学した直後の学生が、自ら申請して1年間の特別休学を取得したうえで、自らの選択に基づき、本学以外の場において、ボランティア活動や就業体験活動、国際交流活動など、長期間にわたる社会体験活動を行い、そのことを通じて自らを成長させる、自己教育のための仕組み。開始初年度の平成25年度には11名が参加。

(詳しくは学内広報 1431 号をご覧ください。)

Programs in English at Komaba
(PEAK)

教養学部開設された英語による授業科目のみからなる学位プログラム。平成24年10月から開始(初年度入学者は11カ国から27名)。学部段階で初の秋季入学を実施している。

<http://peak.c.u-tokyo.ac.jp/>

推薦入試の導入計画



本学のアドミッション・ポリシーをよりよく実現するため、入学者の選抜方法・尺度を多元化し、高等学校等での学習成果を適切に評価する観点から、基本となる前期日程試験を維持しつつ、後期日程試験の後継として推薦入試を平成28年度から導入予定。

http://www.u-tokyo.ac.jp/stu03/e01_06_01_j.html

(本学のアドミッションポリシーや濱田総長から高校生に向けたメッセージが「大学案内」に掲載されています。)

体験活動の推進



学部前期・後期課程の学生を対象とし、大学生活とは異なった考え方や発想、行動様式または価値観と触れ合うための多様な形態と内容のプログラムを提供している(主に夏季休業期間に1週間程度)。実施初年度となった平成24年度は国内外合わせて約50のプログラムが提供され、約180名の学生が参加した。

(詳しくは学内広報 1441 号をご覧ください。)

グローバルリーダー育成プログラム
(GLP)

国際社会で指導的役割を果たす人材(グローバルリーダー)の育成を目指し、学部学生に高度な語学教育、文理融合した分野横断型教育、海外サマープログラムなどの国際体験の提供を行うプログラムを構築中。

フューチャー・ファカルティ・プログラム
(FFP)の推進

大学教員を目指す大学院学生を対象に、「教育」への意識を高め、実践的な力を身につけることを目的に平成25年から開設した短期間・履修証プログラム。修了者には公式の履修証が交付される。

<http://www.todaifd.com/ffp/program/>

(上記ウェブサイトには、FFPのほか、本学のFDの方針、他大学の事例などが紹介されています。)



役員会にて答申を濱田総長に提出する佐藤慎一理事・副学長(平成25年度基本検座長)
平成25年6月13日撮影

[全文収録] 基本検答申

「タフな東大生の育成」、「グローバル・キャンパスの形成」を掲げた「行動シナリオ」(平成22年)や「国際化長期構想(提言)」(同年)。

「よりグローバルに、よりタフに」学生を育成する手段としての秋季入学移行を提言した「入学時期の在り方に関する懇談会(報告)」(平成24年)。

これまで実に多くの本学関係者がこの一連の教育改革の議論に参加してきました。

このたびの実施方針のベースとなった入学時期等の教育基本問題に関する検討会議(基本検)の答申も、これらの議論の背景にある問題意識を共有しています。ここでは、答申の全文と、それを受けた濱田総長の所信を紹介します。

入学時期等の教育基本問題に関する検討会 議答申を受けて(総長所信)

—東京大学の学部教育の歴史的な改革に向けて—

基本検から役員会に提出された答申を受けて、6月18日の教育研究評議会において濱田総長が表明した所信です。

このたび、「入学時期等の教育基本問題に関する検討会議」より役員会への答申を受け取りました。秋季入学構想という教育システムの大枠の課題提起に始まり、全学をあげた活発な議論を経て、グローバル時代における大学の教育力を抜本的に強化する総合的な教育改革に向けた全学の意識と態勢がここに整ったことは、東京大学の歴史において画期をなすものであり、社会の未来に責任を持つ大学の自治の成果として誇りとなることです。以下、本答申の意義についての私の基本認識と、役員会としての当面の対応の方向について、申し述べます。

(本答申の意義についての基本認識)

本答申は、東京大学憲章の理念に基づき、本学の学部教育をめぐる課題を直視し、改革の原則・方向性として、①学びの質の向上・量の確保、②主体的な学びの促進、③流動性の向上と学習機会の多様化、④学士課程としての一体性の強化、⑤教育制度の大枠の改善を掲げています。それらは、急速なグローバル化と不透明性の高い時代に相応しく、さらに水準の高い教育を目指し、学生を「よりグローバルに、よりタフに」育成して知的な総合力を高めていくために決定的に重要な事柄であり、この五つの柱の下、「アクションリスト」に掲げられた具体的な取組を、すみやかに、かつ確実に実行していくことが、学生と社会に対する東京大学の教職員の重大な責任であると考えています。

とくに、「教育内容・方法に関する事項」は、答申の基軸となっている「ワールドクラスの

大学教育の実現」に欠かせないものであり、これらの事項への着実な取組なくしては、教育の国際標準を目指す秋季入学構想の意義も大きく減殺されます。実際、取組の中には、世界の有力大学の間ですでに一般的になっているものも少なくありませんが、本学の高い研究水準と多様な個性に裏付けられた強みを生かしてさらなる創意工夫を凝らし、各取組の相乗効果が十分に発揮されて東京大学ならではの魅力と競争力が実現できるように、総合的な教育改革の各場面で大胆なチャレンジを進めたいと思います。

本答申においては、教育内容・方法の改善とともに、その「枠」となる学事暦の問題について、本学の対応の方向性が示されています。今般、「思い切った取組を、逐次であれすみやかに実行していく」(平成24年9月26日付総長所信「総合的な教育改革の加速に向けて」)という観点に立ちつつも、国際標準の学事暦の実質を構成するに相応しい教育内容・方法への本質的な取組が幅広く提起されるとともに、国際流動性を格段に高める工夫を凝らした4ターム制の新学事暦案が示され、平成27年度末までに漸次導入する方針が提言されたことは、両者あいまって、秋季入学構想の実現に向けた重要なステップになると受け止めています。各タームの活用法については総合的な教育改革全体として連動することで、学生への教育効果をさらに高めるべく各局部において多様な工夫がなされる条件が整いますが、とりわけ、受験勉強で培ってきた学びを「大学での学び」に転換し発展させる導入教育や、学生の主体性や課題意識を社会とともに育てていくギャップターム型の柔軟な学びの仕組みも、積極的に取り入れていき

いと思います。学事暦見直しについては、国内の諸大学でも議論が活発化していますが、私としては、日本社会のグローバル化を先導しようとする諸大学が同期して秋季入学を軸とするシステムへすみやかに移行し、次代の日本社会を担う若者に責任を持てる高等教育の姿を実現したいと考えています。そのために、修業年限の柔軟化や高大接続のあり方なども視野に入れつつ大学としての諸課題にさらなる取組を進めることはもちろん、協議体の設置など大学間あるいは産学官の幅広い連携を図りながら、国家資格試験の時期・回数や採用時期・方法などにかかわる社会的な環境整備のために動きを強める所存です。

さらに、答申は、「教育制度の大枠の改善」として、入試、入学定員、学部・大学院間の制度などについて課題提起を行っています。新学事暦の導入を図りつつ、教育内容・方法の改善を確実に実行していこうとする場合、こうした制度的課題への取組は避けて通れません。また、学部段階の秋季入学に先鞭をつけたPEAKの成果を発展させつつ、全学の教育の国際化を牽引する拠点となる組織体制を構築していきたいと考えています。

(役員会としての当面の対応の方向)

役員会としては、まず、答申の趣旨を踏まえて、「学部教育の総合的改革に関する実施方針」の策定をすみやかに行う予定です。実施方針を策定の後、答申で示された「全学体制によって検討・実施すべき課題」、具体的には、カリキュラムの再構築、初年次教育の強化、進学振分けや入試運営・実施体制の見

直しなどの諸課題を踏まえ、適切な実行体制をつくり、直ちに取組に着手したいと考えています。

答申では、教育研究部局を念頭に置きつつ、「部局別改革プラン」の策定・実施も求めており、全学体制づくりを待つこと無く、必要な体制をすみやかに整備いただければと思います。各部局においては、今般の改革を先取りするような意欲的な取組もすでに展開されており、そうした従来の実績ある取組を支援するとともに、新たな先導的・実験的な取組にも果敢に挑戦できるよう、資源の確保と戦略的配分を行っていくつもりです。それにより、各部局が優れた魅力ある教育を追求して競い合う一方、学生が自らの能力と適性にに応じて学びのコースや進路を主体的に選択できるような環境が生み出されていくはずで

大学改革に対する社会の期待が高まる中で、本学における改革の動きは一挙一動が社会から注視されています。日本と世界の明日を力強く担う知的な若者を育成していくために、学部教育の総合的改革の確実な実行に向け、教職員の皆さんとともに全力を尽くす決意です。

(平成25年6月18日)

学部教育の総合的改革について(答申)

ーワールドクラスの大学教育の実現のためにー

実施方針は6月13日に基本検が提出した答申を踏まえたものです。平成24年5月以降、本学の教育の在り方をめぐって重ねられた議論の成果である基本検答申の全文を掲載します。



基本検に諮問を行う濱田総長(左)と清水孝雄理事・副学長(平成24年度基本検座長)(右)

平成24年5月



基本検企画調整部会の議論の風景



基本検に総長所信(第2次)を表明する濱田総長

平成24年9月



基本検審議経過報告に関する教職員・学生のための説明会の様子。左から濱田総長、清水孝雄理事・副学長(平成24年度基本検座長)、佐藤慎一理事・副学長(平成25年度基本検座長)

平成25年3月



基本検の議論の風景



濱田総長(右)に答申を提出する佐藤慎一理事・副学長(平成25年度基本検座長)(左)

平成25年6月

※職名は撮影当時のもの。

学部教育の総合的改革について（答申）

—ワールドクラスの大学教育の実現のために—

平成25年6月13日

東京大学

入学時期等の教育基本問題に関する検討会議

目 次

要約	p.17
はじめに	p.19
第1 改革に当たっての基本認識と経緯	p.20
第2 これからの学部教育と総合的改革の在り方	p.21
(1) 本学の教育をめぐる現状・課題	
(2) 改革の理念・原則	
第3 諸課題への取組	p.29
(1) 総合的な取組の方針	
(2) 学事暦の見直し	
第4 今後の改革の実行に向けて	p.38
(1) 教育改革に向けた全学体制の構築	
(2) 部局における取組	
(3) 総合的な教育改革に係るリソース	
(4) 結び	
 <別紙>	
学部教育の総合的改革における学事暦の在り方（企画調整部会）	p.42
 <参考資料>	
審議の体制・経過等	p.49

要 約

はじめに

入学時期等の教育基本問題に関する検討会議（以下「基本検」という。）は、役員会の下、平成24年4月に設置された。同年9月に基本検企画調整部会からの中間報告を学内議論に付すなど、学内からの多様な意見を踏まえて論点整理を進め、平成25年2月28日に「学部教育の総合的改革について ―ワールドクラスの大学教育の実現のために―」（審議経過報告）を役員会に提出した。審議経過報告は、同年3月に構成員に向けて公表され、各部局における活発な議論を経て、4月にはそれぞれからの意見が示された。今般、基本検は、これらの多様な意見を踏まえて審議経過報告の見直しを行い、学部教育を中心とする総合的な改革の方針について提言をとりまとめ、答申として役員会に提出するものである。

第1 改革に当たっての基本認識と経緯

平成15年3月に策定された東京大学憲章では「世界に開かれた大学として、世界の諸地域から学生および教員を迎え入れるとともに、東京大学の学生および教員を世界に送り出し、教育における国際的ネットワークを構築する」ことが謳われた。以来、「世界的視野をもった市民的エリート」の育成に向け、構成員からの幅広い意見募集や種々の実態調査によるデータなどに基づいて、本学は「行動シナリオ」（平成22年3月）、「国際化推進長期構想（提言）」（平成22年3月）を策定してきた。「海外体験・異文化体験を通じ、コミュニケーション能力や行動力を身につけさせる」、「多様な学生構成の実現により、相互に切磋琢磨する教育環境をつくる」など、これらに掲げられた目標の実現、課題の解決に向け、構成員が力を合わせ、知恵を絞り、汗を流していくことが必要である。

第2 これからの学部教育と総合的改革の在り方

(1) 本学の教育をめぐる現状・課題

本答申では、学生、教育システム、教員それぞれの課題を列挙した。学生が受動的・点数至上主義的に学習に取り組む現状から、学生自らが学ぶ道を見定め、主体的・能動的に学習に取り組む学部教育への改革が求められる。また、海外の諸大学における学生の国際交流や短期留学の実態を踏まえれば、学部段階での対応の遅れはデータ上も顕著で、危惧の念を禁じ得ない。学部教育を取り巻く課題や、国際的な体験を含む多様な学習経験の不足を放置するならば、国際的な大学間競争と大学間教育連携の中で、東京大学憲章の旨とするワールドクラスの大学としての地位を確保することはできない。学部入学後から学びへの強い動機を継続的に維持し、学部卒業の時点までに高い語学力や高次の「グローバル教養」を身に付け、地球規模での思考と交流ができる能力の構築を図らねば、最優秀の学生が学部に集まり大学院へ進学するという構図が崩れていく可能性が高い。

(2) 改革の理念・原則

東京大学憲章などに掲げられた基本理念のよりよき実現のため、学部教育の総合的改革に当たって、「育成する能力・人材」((A)揺るぎない基礎学力、先端的知への好奇心、(B)公共的な責任感、巨視的な判断力、(C)異なる文化や価値観の理解・尊重、(D)課題の発見・挑戦的体験への積極的姿勢、(E)グローバルな思考と行動力)とそのために必要な「総合的改革の原則・方向性」((I)学びの質の向上・量の確保、(II)主体的な学びの促進、(III)流動性の向上と学習機会の多様化、(IV)学士課程としての一体性の強化、(V)教育制度の大枠の改善)を提起する(本文図参照)。これらは「タフな東大生」の備えるべき基本要件であり、国境にとらわれずボーダーレスで複眼的な思考を鍛えるような学習体験をはじめとする教育のグローバル化は、「タフな東大生」を育成する必須の手段である。様々な困難に直面しながらも公共的な責任を考え主体的に活動していくため、高度な知識の習得のみならず、その知識を活用していくことが求められる。今般の教育改革に当たっては、これらの能力を發揮させる志を学生にもたせるために、明確な目的意識をもって知識の習得に努力し続ける態度を身に付けさせること、主体的な学びの動機付けを行うことが極めて重要となる。本答申に示す原則・方向性に則った教育改革を展開することにより、本学は真にワールドクラスの大学として存立し、社会からの負託に応えることが可能になる。

第3 諸課題への取組

(1) 総合的な取組の方針

現行の教育体制については、「現状の教育体制の諸課題」が妨げになり、本学のディプロマ・ポリシー

一（「育成する能力・人材」に対応）を十分に実現しえているとはいえない。こうした認識に立って、基本検は、「教育内容・方法に関する事項」及び「教育制度の大枠の改善」（それぞれ「総合的改革の原則・方向性」のⅠ～Ⅳ及びⅤに対応）からなるアクションリストを作成した。アクションリストは、現行の第2期中期目標・計画の期間（平成22～27年度）において実施すべき取組を掲げている。本答申の掲げる改革の理念・原則に基づく改革を推進するためには、このアクションリストに掲げる取組を参照していくことが欠かせない。

(2) 学事暦の見直し

現行の学事暦を国際標準に整合させることは、本学学生の海外への送り出しや海外学生の受け入れを容易にし、その機会を増すことにつながる。多様な学習環境や学習体験を通して得られる自己の相対化、「主体性」や「能動性」、巨視的でグローバルな思考は、本学のディプロマ・ポリシーの実現に大きく寄与するものである。基本検は、入学時期の見直しに相応の時間を要するため、可能なところから改革を実行していく観点から、「当面の学事暦の見直しに係る方針」をまとめた。この方針では、学生の主体性を尊重した教育活動を展開し、国際的な流動性を高めること等を基本的な観点とすること、各部署の実情を踏まえ、見直しの実施時期・形態について一定の自由度を許容すること等の考え方を示した。また、この方針では、望ましい学事暦が具備すべき要素として、4ターム制による授業運用を積極的に導入すること等を挙げた。さらに、答申本文の別紙では、具体的な見直しの指針として、企画調整部会における検討の成果（「学部教育の総合的改革における学事暦の在り方」）が掲げられ、「4ターム+S」型及び「4ターム」型の2つが提案されている。このうち、「4ターム+S」型は、国際流動性が比較的高いが、その採用の見通しは、入試運営体制や非常勤講師の確保などをめぐる諸課題を乗り越えることの成否に依存している。さしあたり、現行の中期目標・計画期間においては、本節に掲げる方針に基づき、先導的な部局を中心として学事暦の見直しを漸次実行していくことが適当である。

秋季入学については、学部・大学院の関係コースなどの拡充を図りつつ、環境整備に向けた社会への働きかけ、他大学との連携協力を強化していくことが重要である。そうした取組の成果を踏まえ、第3期中期目標・計画の期間（平成28～33年度）において、秋季入学の更なる推進に向けて必要な措置をとることが妥当である。

第4 今後の改革の実行に向けて

(1) 教育改革に向けた全学体制の構築

アクションリストの取組の中で、全学共通の対応を要する事項、あるいは前期課程・後期課程のタテの関係、教育単位間のヨコの関係を踏まえて全学レベルでの調整を要する事項については、それらを円滑に推進するための部局の枠を超えた新たな改革実施体制が求められる。その際に、総合的な教育改革としての一体性・整合性を確保しつつ、種々の取組を効率良く果敢に進めるためには、教育改革及び教育活動の運営に関わる既存の全学組織や本部組織を見直し、再編・整備することが望ましい。そうした考え方に立って、「全学体制によって検討・実施すべき課題」として、6項目（①学士課程を通じたカリキュラムなどの再構築、②初年次教育の充実・強化、③進学振分け方式の見直し、④入試運営・実施体制の見直し、⑤学部教育と大学院教育との接続・連携の強化、⑥諸改革と同期・協調した学事暦の実施設計）を挙げる。

(2) 部局における取組

本答申の提言する改革を推進するためには、アクションリストに掲げられた取組を参照して、各部署がそれぞれの改革課題を設定し、取組のより具体的な内容と実施に至るロードマップを含んだ「部局別改革プラン」を策定・実施することが適当である。

(3) 総合的な教育改革に係るリソース

教育改革には、学問の府として信ずべき理念と明確な目的が必須であると同時に、実体を備えた組織としてそれらを実行可能とする資源的な裏付けも欠くべからざる要素である。組織として取り組むべき重要な課題として、総合的な教育改革を推進するための資源の確保と戦略的な配分を掲げる。

(4) 結び

社会全般のグローバル化の加速化と大学に対する社会的要請の高まりを踏まえるならば、本学はその主体性を維持しつつも、相応のスピード感をもって教育改革を推し進めていく必要がある。役員会に対しては、基本検からの提言に基づく改革を迅速かつ確実に実施していくことを強く求めたい。

はじめに

「入学時期等の教育基本問題に関する検討会議」（以下「基本検」という。）は、役員会の下、平成24年4月に設置された。そのミッションは以下の3点である。

1. 本学における総合的な教育改革の全体工程を整理・可視化しつつ、大綱的な方針の在り方を提言すること
2. 教育改革全体の動きと連携させながら、かつ、各方面から指摘される課題を十分にかつすみやかに消化しながら、秋季入学への移行やギャップタームの導入の可能性をはじめ、望ましい学事暦及び関連する事項について検討し、基本的な方向性や新たな教育システムの実現に向けて想定されるステップについて提言すること
3. すみやかに取り組むべき教育改革の課題を確認し、他の関連検討組織との連携を図りつつ、秋季入学の構想に深く関わるものを含め、基本検が直接取り扱うことが適当と判断する事項について、必要な方策の在り方を提言すること

この諮問、及び「役員会諮問に当たっての総長所信」（平成24年5月22日）を踏まえ、基本検では企画調整部会を設置するとともに、さらにその下に3つの作業部会を設け、具体的な審議を開始した。企画調整部会での審議に当たっては、教育企画室、入試企画室、国際本部といった関連検討組織と連携を図りつつ、総合的な教育改革をいかに構想し、いかに推進するかについて、特に学事暦の在り方に重点を置いて検討を進めた。

その間、政府においては「グローバル人材育成戦略」が策定され、その一環として秋季入学の環境整備を進める方針が打ち出された。大学界においても、本学を含む12大学からなる「教育改革推進懇話会」が発足するなど、学事暦見直しをはじめとする諸課題に関する議論が活発に行われるようになった。産業界からも、大学におけるグローバル人材の育成に大きな期待が寄せられ、本学に対し、先導的な取組を求める声が高まってきた。

そうした情勢を踏まえ、平成24年9月、総長は可能なところから改革を逐次実行していくことを基本検に要請した（「総合的な教育改革の加速に向けて」＜総長所信（第二次）＞）。これを受けて基本検では、学事暦の見直しに関する企画調整部会からの中間報告（同年9月）を学内の論議に付し、以後、学内からの多様な意見を踏まえて論点整理を進め、平成25年2月28日に「学部教育の総合的改革について（審議経過報告）—ワールドクラスの大学教育の実現のために—」（以下「審議経過報告」という。）を役員会に提出した。

審議経過報告は、同年3月に構成員に向けて公表され、各部局における活発な議論を経て、4月にはそれぞれからの意見が示された。それらの意見は、総合的な教育改革の重要性を認めつつ、多くの建設的な提案を含んだ内容であり、関係部局の真摯な対応に心より感謝したい。

今般、基本検は、これらの多様な意見を踏まえて審議経過報告の見直しを行い、学部教育

を中心とする総合的な改革の方針について提言をとりまとめ、答申として役員会に提出するものである。

第1 改革に当たっての基本認識と経緯

基本検では、グローバル化に直面し、未曾有の変動を経験する日本社会にあって、本学の教育活動が現状のままでよいのかという強い危機感に依拠し、教育改革に関する議論を深めてきた。この点で、秋季入学構想を提言した「入学時期の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）の報告書（「将来の入学時期の在り方について—よりグローバルに、よりタフに—」（平成24年3月29日））に示された状況認識を共有する。人・物・金・情報の流れがボーダーレス化し、流動化する中、日本社会の各界を通じ、閉じた意識・価値観・行動様式は通用しなくなっている。さらに、超高齢社会の到来、エネルギー危機、地球温暖化など、かつて人類が経験したことのない新たな課題が押し寄せている。各界のリーダーとなるべき人材を輩出する本学こそが、新たな課題を解決することのできる知恵と能力と志をもったグローバル人材を育成するため、迅速かつ果敢な対応を求められている。本節では、本学における教育改革の経緯を振り返り、今なぜグローバル化に対応した抜本的な教育の改革が急務であるのかという、基本検が立脚してきた問題意識を再確認しておきたい。なお、大学のグローバル化は、欧米の有力大学ではすでに20年来取り組まれてきていることである。こうした国外の動向を、教育改革に臨むに当たって改めて認識する必要がある。

今般の検討は、少なくとも国立大学法人化後、最も広範かつ大規模な教育システムの見直しとなるものである。その意味で、法人としての教育上のミッションを達成する主体性・自律性が問われる挑戦である。法人化に当たって平成15年3月に策定された東京大学憲章では、「世界の東京大学」として世界の平和と人類の福祉、人類と自然の共存をはじめとするグローバルな課題の解決に貢献する決意を述べている。教育に対しては「世界的視野をもった市民的エリート」、「国際性と開拓者の精神をもった、各分野の指導的人格」の育成を掲げ、これを達成するため、「世界に開かれた大学として、世界の諸地域から学生及び教員を迎え入れるとともに、東京大学の学生及び教員を世界に送り出し、教育における国際的ネットワークを構築する」ことを謳っている。このことから明らかなとおり、グローバル化への対応は本学のミッションに内在する要請である。東京大学憲章を受けて「行動シナリオ」（平成22年3月）、「国際化推進長期構想（提言）」（平成22年3月）では、重点テーマの一つとして「「タフな東大生」の育成」が位置付けられ、「全ての学生が、豊かな教養と深い専門性を備えた人材になるようにする。特に、海外体験・異文化体験を通じ、コミュニケーション能力や行動力を身につけさせる」こと、「多様な学生構成の実現により、相互に切磋琢磨する教育環境をつくる」ことを達成目標としている。また、同じく重点テーマで

ある「グローバル・キャンパスの形成」では、「2015年までに全ての学生に海外留学・派遣を含む国際的な学習・研究体験を提供すること」などを達成目標としている。

「世界的視野をもった市民的エリート」として強い使命感をもち、自ら設定する目標を達成するために自己を向上させ、どのような苦難にも立ち向かう志を育むために、国際的な学習体験は必須・不可欠のものである。総長が平成23年度に懇談会を設置し、入学時期の在り方に関する検討を付託したことも、国際的な流動性の向上という課題の緊要性に鑑みた措置であった。その結果としてまとめられた懇談会報告書では、国際化の遅れが顕著となっている学部教育に焦点をあて、卒業時までには積むべき国際的な学習体験の種類に応じた量的なイメージが示されるとともに、その達成に必要な手段として、秋季入学への全面移行、ギャップタームの導入などといった教育システム改革が提言された。あわせて、今後検討すべき関連課題として、(1) 外国人教員の増加や英語講義の増加など教育の国際化、(2) 入学試験・進学振分けの改革、(3) 経済的負担と支援などが挙げられた。

この提言は、懇談会の性質上、入学時期の在り方を中心とするものであったが、もとよりグローバル化への対応は幅広い取組を必要とするものであり、入学時期などの学事暦の見直しは総合的な教育改革の一環として進められていくべきことが言及されている。このことを再確認するため、平成24年度初頭、総長は、入学時期をめぐる議論に関する総合的な所見を示すとともに、「行動シナリオ」などの内容をも踏まえつつ、「教育制度の大枠に関する事項」及び「教育の質向上に関する事項」として12の課題を示した（「改めて、総合的な教育改革の推進に向けて—学部教育について—」（平成24年4月10日））。

基本検は、本節で以上に略述した一連の改革の流れと、構成員の間の議論の積み重ねを踏まえて検討を深めてきた。「行動シナリオ」にせよ「国際化推進長期構想（提言）」にせよ懇談会報告書にせよ、いずれも相応の時間をかけた関係者間の議論、構成員からの幅広い意見募集、種々の実態調査によるデータなどに基づいて作成されてきたものである。その成果に依拠して本答申で以下に掲げる種々の目標の実現、課題の解決に向け、構成員が力を合わせ、知恵を絞り、汗を流していくことが必要であることを、ここで改めて確認しておきたい。

第2 これからの学部教育と総合的改革の在り方

(1) 本学の教育をめぐる現状・課題

基本検では、本学の現状の教育体制が孕む課題について議論を重ねてきた。そこにおいて、学生、教育システム、教員のそれぞれについて課題として挙げられた主なものをまとめて記すと、次のようになる。

現状の教育体制の諸課題

(a) 学生をめぐる課題

- ・何のために学び、学んだ成果を何に活かすのかという動機付けの不足
- ・学習態度の受動性、点数至上の価値観への偏りの傾向
- ・主体的な思考・課題発見能力・課題解決能力の不十分さ
- ・表現力・交渉力・討議力などの不十分さ
- ・英語力・国際コミュニケーション力の不十分さ
- ・社会や世界との交流体験・グローバルな視点の不十分さ

(b) 学部教育システムをめぐる課題

- ・短期海外留学・海外体験活動への送り出しと、海外学生の受け入れが難しい学事暦
- ・世界の諸大学と互換性の低い単位制度とその運用（卒業要件単位、成績評価など）
- ・予習・復習時間の確保が難しい細切れ・詰め込みのカリキュラム
- ・双方向の教育・体験型学習の少なさ
- ・外国人学生を受け入れるための体制の未整備（英語による授業の少なさなど）
- ・eラーニングなどIT活用の遅れ
- ・専ら総平均点に基づく進学振分けと、それによって生じる学生の偏った科目選択
- ・伸びる学生を十分に伸ばせない仕組み
- ・大学での学びの全体観の提示・主体的な学習の動機付けに係る取組の不足

(c) 教員をめぐる課題

- ・教員の教育・研究以外の過大な負荷、まとまった研究時間の確保の難しさ
- ・教育方法の改善に向けた支援の機会・手段の不足
- ・外国人教員・女性教員の少なさ
- ・学生の国際交流についての世界的な実態に関する理解の不十分さ
- ・「教え授ける」（ティーチング）から「自ら学ばせる」（ラーニング）への意識転換の不足

「世界的視野をもった市民的エリート」を育成するという東京大学憲章の目標に照らすならば、本学に入学する学生は、そもそもの入学時点において（a）に列挙するような課題を有しており、学部教育は学士課程を通じて、学生がこれらの課題を順次克服していくことを目指すべきである。しかしながら、現状の学部教育はこれらの課題に対応することをその明示的な使命として構想されておらず、結果的に、学部教育の修了時点でも、これらの課題は十分に克服されていないと考えられる。これは、現状における学部教育システムが（b）に列挙するような諸課題を負っていることと連関しており、（b）はまた、本学の教員が（c）

に列挙するような課題に直面していることと連関している。学生や教員の実態は多様であり、もとより、ここに挙げた課題がすべての学生・教員に該当するものではない。たとえば、タフさを備え、主体的な課題意識をもってグローバルな活動を実践する学生も決して少なくない。また、様々な能動的学習への取組も始まっている。しかし以下に述べるとおり、こうした課題には、それを示唆する様々な兆候が随伴しており、本学のミッションの実現、高まる社会の要請という観点からは、そうした兆候を直視することも必要である。その際、それを学生個人の資質・能力・意欲の問題に還元して捉えるのは一面的である。本学が、学生の多様性に対応し、グローバル化時代に求められる能力を育成する機会を十分に提供しているかを点検し、教育システムを継続的に革新していくこと、また、教員の構成や意識の在り方を真剣に省みる必要があることを強調しておきたい。

基本検においては、これまでに実施されてきた様々な調査結果のデータを参照してきたが、それらは以上に掲げた課題を示唆し、現状を問い直す必要があることを示すものであった。たとえば、授業以外での学生の学習時間が非常に少ないことが調査から明らかとなっているが、これは細切れで過密なカリキュラムの現状や、学生の受動的な学習態度・単位取得などが影響している。また、必修単位数も多いため、学生に能動的な学びや批判的思考を十分養わせるものとなっていない。授業の在り方については、部局による違いもあるが、双方向型の授業が少なく、一方向的な講義が主となっている場合も少なくない。さらに、専ら総平均点を基準とした進学振分けの方式は、点数至上の観点を助長することにより、科目選択と学習の画一化や、チャレンジングな科目選択と学習の回避につながっており、能動的な学習を阻害し、伸びる学生を伸ばせない一因になっている。他方、やりたいことを見つけたいと入学した大学で、約半数の学生のやる気が途中で削がれているとのデータも、学生の学びの動機付けの足りなさ、学生が学部教育を一貫して把握できる仕組みの少なさを示唆している。また、アメリカの有力大学に比べて、本学学生の学習時間が少ないという傾向も指摘されている。学生が受動的・点数至上主義的に学習に取り組む現状から、学生自らが学ぶ道を見定め、主体的・能動的に学習に取り組む学部教育への改革が求められる。

さらに、学生の出身地域、出身家庭環境などの偏り、女子学生や留学生（本学学生の送り出し、海外学生の受け入れの双方とも）の少なさは、学習環境の均質化につながっており、個の主体性や、表現力や交渉力などが醸成されにくい、あるいは、一見するとその必要がないと思わせる環境になっている。特に、学部段階で短期・中期の留学を経験する本学学生の比率は0.5%と極めて低いが、その原因としては、学生の積極的姿勢の乏しさ、外国語でのコミュニケーション力の弱さ、本学の学事暦と海外諸大学の学事暦との不整合などが挙げられている。前節では、グローバル化の本質として、ボーダーレス化、流動化を挙げたところであるが、海外の諸大学における学生の国際交流や短期留学の実態を踏まえれば、学部段階での対応の遅れはデータ上も顕著である。様々な属性にわたって学生の同質性が高いこと、短期海外留学など在学中の国際的な学習体験が乏しいこと、その結果、異なる文化や価値観を肌身で理解してグローバルな視点から考え、コミュニケーションを図る能力が養われていないことに、危惧の念を禁じ得ない。

こうした学部教育を取り巻く課題や、国際的な体験を含む多様な学習経験の不足の状態を放置するならば、国際的な大学間競争と大学間教育連携の中で、東京大学憲章の旨とするワールドクラスの大学としての地位を確保することはできない。欧州では、エラスムス計画などにより域内外での国際的な学生交流を強力に推進し、併せて教育の質保証に関わる各種の制度・システムの標準化を図っている。アメリカ合衆国でも、多くの有力大学が、自国キャンパスでの留学生受け入れに止まらず、入学前の非英語圏での学習・活動体験、学部段階からの短期・中期の海外留学や国際体験などを奨励し、学部学生の在学期間中の海外への送り出し比率は10%から50%以上にも及ぶ。さらに教育アライアンス、OCW（Open Course Ware）、大規模オープンオンラインコースなどを通じた海外展開（アジア、中近東、アフリカ）を進めている。また近年、中国などアジアでは、学生の送り出しだけでなく、欧米からの留学を含め、受け入れも急激に増加しており、有力大学の台頭も目覚ましい。教育の卓越性を追求する上で、「世界的視野をもった市民的エリート」にふさわしいリベラルアーツの涵養と、国境を越えたダイナミックな学習経験を含む国際流動性の向上とが不可分の関係にあることは、既に海外有力大学のコンセンサスになっていると言って過言ではない。

なお、学部教育に主たる焦点を当てて審議を行っている現在の基本検のスタンスに対しては、すでに国際化の進みつつある大学院教育との接続を重視する観点から、学内にも様々な意見がある。これについては、前述のような国際化の遅れ（それに対する学部学生の不満や未達成感）に加え、学部教育が大学院教育の質向上・活性化の基盤としての意義をもつことを指摘しておきたい。学部の国際化が必要な点を具体的に指摘するならば、以下のようになる。

第一に、本学学生が「世界的視野をもった市民的エリート」として日本人トップ層を構成するためには、揺るぎない基礎学力や先端の知への好奇心、課題の発掘能力や解決能力をもちながら、豊富な国際体験を通じて異なる文化や価値観を理解・尊敬し、地球規模での思考や行動ができることが最重要である。そのためには、学生の大学院進学を待たず、なるべく早期に国際化に対応した学習機会や体験機会の提供を始める必要がある。それが学士課程修了後の大学院教育の質向上・活性化に直接的に寄与することは明らかであり、他方、学部卒業後、すぐ社会に出る学生が一般的である分野においても、学部入学後から学びへの強い動機を継続的に維持し、学部卒業の時点までに高い語学力や高次の「グローバル教養」を身に付けていることは極めて重要である。

第二に、大学院においてトップレベルの外国人学生を世界中から受け入れるためにも、日本人学生がその時点ですでに地球規模での思考と交流ができるようになっていることは重要である。これにより、大学院において多様な学生が切磋琢磨する教育研究環境が整い、国際性を保持した、より魅力ある教育研究活動が展開できるようになる。

第三に、本学の国際的な求心力・ブランド力の維持・強化には、研究大学としての先端研究の水準の高さはもとより、そこから世界に出ていく学生・卒業生が地球規模で活躍することが何よりも重要である。そのためには、学部教育も含み、全学的な規模でのグローバル化への対応を強力に進める必要がある。

第四に、学部教育における国際連携・国際交流・国際協調の遅れを放置するならば、外国はもちろん、日本の優秀な高校生にとっても、また、PEAK (Programs in English at Komaba ; 教養学部英語コース) で海外より入学した学生にとっても、本学で学ぶインセンティブは減ってしまうことになる。最優秀の学生が学部に集まり、大学院へ進学するという構図が崩れていく可能性が高い。

(2) 改革の理念・原則

すでに第1でも確認したように、東京大学憲章は、本学が「世界の東京大学」として世界の平和と人類の福祉、人類と自然の共存をはじめとするグローバルな課題の解決へ貢献することを誓い、そのために「世界的視野をもった市民的エリート」、「国際性と開拓者の精神をもった、各分野の指導的人格」を育成することを理念に掲げている。また、「世界に開かれた大学」として、「世界の諸地域から学生及び教員を迎え入れるとともに、東京大学の学生及び教員を世界に送り出し、教育における国際的ネットワークを構築」することを、同じく理念に掲げている。言い換えれば、世界をリードし世界に貢献する人材像として「グローバルでタフな東大生」を、そうした大学像として「ワールドクラスの東京大学」を、それぞれ育成・構築することを謳っていると言うことができる。

平成25年1月15日の総長メッセージ「『総合的な教育改革』の重要な段階を迎えて」において、「グローバルであること」は、「ただ世界についての知識を得るというだけでなく、今まで自分が生きてきたものとは異なる生活やものの考え方、価値観などとぶつかり合い、そうした異質なもの、多様なものを自分の知力、行動力、想像力の源泉として取り込んでいくこと」であると定義されており、そうして自分のものとなった力は、「今まで経験したことがないような課題に対して柔軟に考え創造的な工夫をして取り組んでいくことのできる知的な総合力として発揮されるもの」であるとされている。また「タフであること」は、「いかなる状況の中でも主体的に考え能動的に行動し、そうした姿勢を持続できる精神的なたくましさ」であると定義され、そうしたタフさは、「困難な課題に対して、ただ一人の行為によってだけでなく多くの人々との豊かなコミュニケーションを通じて取り組んでいく（中略）力の源」であると規定されている。すなわち、国内外の優秀な人々と能力を競い合い、かつ相互に協調していくためには、「学業成績がよい」というだけでは不十分であり、「よりグローバルに、よりタフに」育つことで、「高い知性をベースにした総合力」を社会において十分に発揮することが重要であるとされているのである。

基本検としては、こうした理念のよりよき実現のため、学部教育の総合的改革に当たって、次の図に示すように、「育成する能力・人材」とそのために必要な「総合的改革の原則・方向性」を提起する。まず、「育成する能力・人材」を構成する要素は、次のA～Eの5つである。

- A 揺るぎない基礎学力、先端的知への好奇心
- B 公共的な責任感、巨視的な判断力

- C 異なる文化や価値観の理解・尊重
- D 課題の発見・挑戦的体験への積極的姿勢
- E グローバルな思考と行動力

これらは必ずしも目新しいものではないが、前期課程・後期課程を通じた学部教育全体の中で、専門知の育成に加えて、様々な学習分野や活動分野にまたがるこうした横断的な能力を身に付けさせる努力が十分であったか、今問い直さなければならない。これらは「タフな東大生」の備えるべき基本要件であり、グローバル化に対応して生き抜く力の源泉である。また、国境にとらわれず、ボーダーレスで複眼的な思考を鍛えるような学習体験をはじめとする教育のグローバル化は、そうした「タフな東大生」を育成する必須の手段として、キャンパス内の学習に加えて極めて重要である。「タフネス」は、高度な知識の習得のみによっては達成されないということを改めて強調しておきたい。

また、「市民的エリート」には、様々な困難に直面しながらも公共的な責任を考え、主体的に活動していくため、その知識を活用していくことが求められる。本学学生には、何のために知識を習得するのか、その知識を活用して何を成し遂げようとするのかを自ら問い、公共的・市民的な活動領域と習得した学知とのあいだに自己定位していくことが必要となる。このため、今般の教育改革に当たっては、単なる知識の習得のための習得ではなく、明確な目的意識をもって知識の習得に努力し続ける態度を身に付けさせること、主体的な学びの動機付けを行うことが極めて重要となる。学生の主体性の涵養を欠いては、海外での学習体験の推進や語学教育の強化といった取組も十分に奏功しないであろう。図中に示す個々の能力の育成が重要であることは当然であるが、そうした能力を発揮させる志を学生にもたせることにこそ、本学の教育の意義があると考えられる。

したがって、その実現のためには、総長文書「改めて、総合的な教育改革の推進に向けて—学部教育について—」において示された「教育制度の大枠に関する事項」及び「教育の質向上に関する事項」の12課題への取組を総合的に推進することが重要であり、それらの複合的・相乗的な教育効果の中から「グローバルでタフな東大生」が育成されるものと考えられる。この総合的な教育改革の推進の原則・方向性として、基本検では次のI～Vの5つの要素を提案する。

I 学びの質の向上・量の確保

学生が学習過程を実のあるものとして経験し、しっかりと学ぶという姿勢を根付かせるために、単位の実質化を図りつつ、講義・演習・実験・実習などの授業を中心とした学びの質の向上及び量の確保を図る。

II 主体的な学びの促進

学生が学習過程において主体性を涵養し、自分から学ぶという姿勢を根付かせるために、学生が自主的かつ能動的に自らの履修プロセスをデザインするような仕組みを取り入れる。

Ⅲ 流動性の向上と学習機会の多様化

学生が学習過程において多様な関心や問題意識を活かし、柔軟に学ぶという姿勢を根付かせるために、学生の学内外での流動性を高めるとともに、学習体験に多様な要素を導入する環境を整備する。

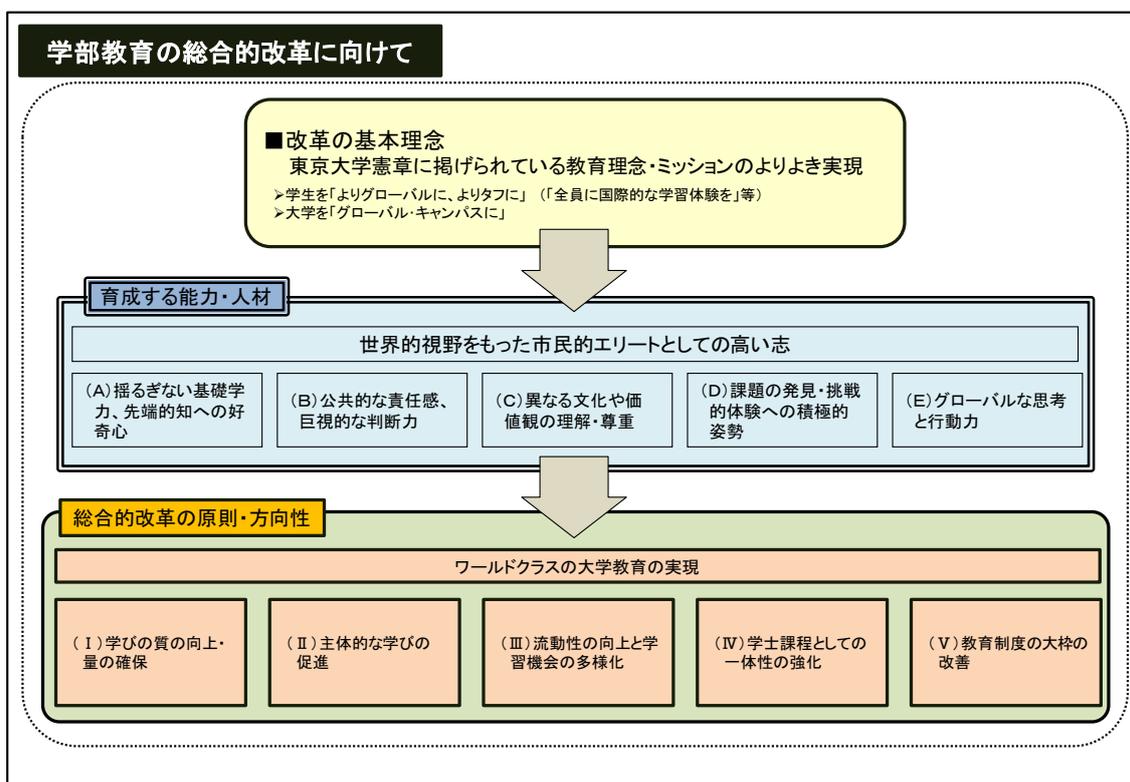
Ⅳ 学士課程としての一体性の強化

学生が学士課程を全体的に俯瞰した視点から学習過程を把握し、一貫的・持続的に学ぶという姿勢を根付かせるために、教養教育と専門教育の相互浸透性に配慮し、学士課程としての一体的な教育体制を実現する。

Ⅴ 教育制度の大枠の改善

社会の変化と大学に対する社会的な要請の在り方を見据えながら、入学試験制度や入学定員など、教育制度の大枠に関する事項について必要に応じた改善を図る。

なお、「育成する能力・人材」に挙げた諸要素と「総合的改革の原則・方向性」で挙げた諸要素とは相互に深い関わりを有しているが、全体として緊密で不可分の関係にあるため、一方におけるそれぞれの要素が他方におけるそれぞれの要素と必ずしも一対一に対応してはいない。また、次節に詳述するとおり、これらはⅠ～Ⅳ、すなわち教育内容の実質に関する事項と、Ⅴ、すなわち入学試験制度や入学定員などの教育制度の大枠の改善とに大別される。基本検としては、こうした原則・方向性にのっとり思い切った教育改革をすることにより、本学が真にワールドクラスの大学として存立し、社会からの負託に応えることが可能になるものと考えている。



なお、総合的な教育改革の推進について、幅広く社会的な理解と協力を得ていくためには、達成目標などを可視化し、大学自らが主体的に達成状況を点検・評価し、関係情報を発信していくことが大切である。また、本項で掲げる理念・原則に基づく諸改革の効果が一刻も早く学生に及ぶようにするためにも、達成目標を明らかにすることが重要である。基本検としては、本学として掲げている達成目標を妥当なものとして評価するとともに、必要に応じ、これを更に上回る目標を設定したり、目標時期を前倒ししたりすることを求めたい。

特に、(1)で強調したとおり、今般の改革に当たっては、国際流動性の向上を図り、できるだけ多くの学生に在学中に国際的な学習体験を積ませることが決定的に重要な意味をもつ。このため、以下の表においては、これに関わる達成目標と現状について掲げ、参考に供する。懇談会の報告は、学部卒業までの「国際的な学習体験 (Significant International Experiences ; S I E)」に係る達成目標として、単位取得を伴う海外留学 (S I E 1) は全学生の10～15%、語学留学やサマースクールなどの海外体験 (S I E 2) は全学生の20～35%という目安を掲げた。その他、留学生との交流や英語による授業の履修などによる学内の国際体験 (S I E 3) の機会を全学生が享受できるようにすることも併せて示した。こうした目標設定は、学生の学習ニーズの実態、海外有力大学や国内の他大学の現状や動向などに照らせば決して過大ではなく、本学として早急に達成すべき水準であると考えている。

もとより、今回の総合的な教育改革は、国際流動性の向上のみを標榜するものではなく、本節に掲げる改革の理念・原則の諸要素を踏まえ、新たな達成目標の設定について検討されてしかるべきである。例えば、学びの質の向上・量の確保という観点からは、授業外の学習時間、図書館などの利活用といった指標に着目し、海外有力大学に遜色のない水準の達成を目指すこともあってよいと考える。

<本学の教育改革の主な達成目標と現状(国際流動性に関わる目標を中心に)>

達成目標	現状
I 学生の学習体験 【行動シナリオ】 <ul style="list-style-type: none"> 2015年までに全ての学生に海外留学・派遣を含む国際的な学習・研究体験を提供することを目指す。 2020年までに英語による授業科目を3倍以上に増加させることを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 学内で何らかのかたちで国際的な学習体験をしている学部学生は66.2%。¹ 2009年度と比較し約2.2倍増(2009年度:321科目(うち、学部59科目)→2011年度:694科目(うち、学部154科目))
<入学時期の在り方に関する懇談会報告> (SIE1) <ul style="list-style-type: none"> 学部学生の全体の10～15%が協定校で単位取得を伴う留学を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 大学のプログラム／推薦により留学した学部学生は4.7%。

¹ 「2011年度大学教育の達成度調査」(調査対象:学部4年生(卒業時)、有効回答数:2,468。)に基づく推計値。以下I及びIIのデータは、原則として同調査による(英語による授業科目数、TOEFL受検状況を除く)。

<p>(SIE2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学部学生の20～35%が語学留学や海外サマースクール等を経験する <p>(SIE3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての日本人学部学生が留学生との交流体験を持つ 全学部学生が英語による授業を履修する 	<ul style="list-style-type: none"> 個人留学(語学学習)した学部学生は8.1%。 個人留学(語学学習以外)した学部学生は3.8%。 学内の留学生と付き合いがある学部学生は46.8%。 東大で語学以外の英語による授業を受講した学部学生は32.3%。
<p>II 学生のコミュニケーション力</p> <p>【行動シナリオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての学生が、国際的な活躍に支障のない語学力の習得などを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国語でコミュニケーションする能力が身に付いたと認識している学部学生は35.1%。 語学力の問題で留学をあきらめている学部学生が31.5%。
<p><「グローバルリーダー育成構想」²></p> <ul style="list-style-type: none"> 高度なトライリンガル人材の育成(英語TOEFL iBT100点、IELTS7.0相当以上、中国語HSK5級相当以上等)。 <p><入学時期の在り方に関する懇談会報告></p> <ul style="list-style-type: none"> 全員がTOEFL等を受検し卒業までに半数以上が留学可能な水準を達成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 在学中にTOEFLを受検した学部学生は22.1%。そのうち iBT101点相当以上(有力大学留学レベル)を取得した学生は11.8%。
<p>III 構成員の多様性</p> <p>【行動シナリオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年までに留学生比率を12%以上に増加させることを目指す。 2020年までに教員の外国人比率10%の達成を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 留学生比率は10.4%(学部1.8%、大学院18.9%)³。 外国人教員比率は7.4%。

第3 諸課題への取組

(1) 総合的な取組の方針

「はじめに」で述べたとおり、役員会から基本検に対して下された諮問事項には、その第一として、「本学における総合的な教育改革の全体工程を整理・可視化しつつ、大綱的な方針の在り方を提言すること」が挙げられている。他方で、これもまた本答申で触れてきたとおり、平成24年度初頭の総長文書においては、「教育制度の大枠に関する事項」及び「教育の質向上に関する事項」として12の課題を例示しつつ、総合的な学部教育改革が本学と

² 学部教育改革によるグローバルリーダーの育成を目的に掲げ、外国語教育改革、高度なグローバル教養教育の創造等を主な施策とした構想。当該構想の要となるグローバルリーダー育成プログラム(GLP)の達成目標として、外国語実技検査の指標を設定。

³ 平成24年5月1日現在の数値(以下、外国人教員も同様)。ここでの外国人教員とは教員(助手以上)、特任教員等(特任助教以上、外国人教師)及び特任・外国人研究員のうち、外国籍の者のことを指す。

して喫緊に取り組むべき最上位の課題であることを明示している。

こうした基本姿勢は、基本検の検討において一貫して堅持されてきた。また、基本検の審議過程における各部局の意見においても、総合的な学部教育改革こそが本学にとっての全学的課題であるとの認識が強く示されているとともに、様々な改革方策に関する提言が盛り込まれていた。以上の経緯を踏まえ、本答申においては、総合的な学部教育改革が最上位課題であるということをここに改めて明記するとともに、次項に触れる学事暦の在り方の検討を含め、想定される種々の個別的な改革課題を、この総合的改革の全体的な工程において位置付けることをまず確認しておきたい。

このような確認がなされれば、学部教育の在り方を検討する上では、本学としてのディプロマ・ポリシーを起点として、そのディプロマ・ポリシーと現行の全学的な教育カリキュラムとが十全に対応しているか否かを吟味するのが妥当であろう。すでに本答申の第1及び第2でも触れたとおり、東京大学憲章は、「世界的視野をもった市民的エリート」の育成、そしてまた「広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者の精神をもった、各分野の指導的人格」の養成に言及しているが、これを全学レベルで見たときの本学のディプロマ・ポリシーとして改めて位置付けることができる。そして、本答申では、この東京大学憲章を受け、全学レベルでの本学のディプロマ・ポリシーを「世界的視野をもった市民的エリートとしての高い志」の涵養として捉えつつ、さらに具体的に把握するために、本学が「育成する能力・人材」として、「A 揺るぎない基礎学力、先端的知への好奇心」、「B 公共的な責任感、巨視的な判断力」、「C 異なる文化や価値観の理解・尊重」、「D 課題の発見・挑戦的体験への積極的姿勢」、「E グローバルな思考と行動力」の5つの要素を示した。

すなわち、基本検としては、基礎から先端まで知を深めるとともに、公共的な責任感や判断力をもって様々な課題に挑み、多様な環境や価値観の中で思考やコミュニケーション、行動ができる人材を育成することを、本学の全学的なディプロマ・ポリシーであると解している。

しかしながら、現行の教育体制が本学のこうしたディプロマ・ポリシーを十全に実現しているとはいいがたい。本答申の第2(1)でも整理したとおり(囲み「現状の教育体制の諸課題」)、現状の教育体制には、(a) 学生をめぐる課題(学生の学習姿勢や学生が身に付けるべき資質などに関わるもの)、(b) 学部教育システムをめぐる課題(カリキュラムや学事暦などを含めた教育の質保証に関わるもの)、(c) 教員をめぐる課題(教員構成、教育に関する能力や意識などに関わるもの)が、いわば構造的に組み込まれており、これらの諸課題がディプロマ・ポリシーの実現の妨げとなっているからである。

こうした現状認識は、大きく分けて次の二つにまとめることができる。第一は、「教育内容・方法に関する事項」であり、教育の在り方の内実それ自体に関わるものである。この点で教育体制の中心を担うのはカリキュラムであり、また、カリキュラムの構成と対応し、かつ連動して実施される様々な教育上の仕組みである。第二は、「教育制度の大枠の改善」であり、教育内容としてのカリキュラムを支え、枠付け、中身に対する容器のごとくにそれを

把持し続ける制度的形式である。大学へのアドミッションを担う入学試験や、入学定員、入学時期、修業年限などは、こうした制度的な大枠に関わる事項と位置付けることができる。

このうち、第一の「教育内容・方法に関する事項」について改めてまとめると、先のディプロマ・ポリシーとの関わりでの現状の諸課題としては、学生の均質化・集団化への志向性と個としての主体性の乏しさ、点数至上主義への偏り、自分の関心に応じた科目選択を重視するチャレンジングな学習姿勢の乏しさ、実質的な学習時間の少なさ、総修得単位数ならびに必修単位数の過剰さ、少人数による学びや能動的な学びの機会の乏しさ、教育における国際化の乏しさなどを挙げるができる。基本検は、これらの諸点で、現行カリキュラムがディプロマ・ポリシーに謳われた能力や人材の育成に不十分であると評価している。

このような不十分さの原因には、現行カリキュラムにおいて、一つひとつの授業科目の学習を実質化させるような仕組みが乏しいこと、学生が履修行動において独自の主体性を発揮できるような構成が担保されていないこと、また、様々なレベルでの学生の学内外での流動性を高め、多様な学習経験を導くような柔軟性が乏しいことなどを考えることができる。さらに、これは部分的に「教育制度の大枠の改善」にも関わることであるが、現行の進学振分け方式が、ややもすれば前期課程と後期課程とを分断するように作用する傾向があることも、学士課程を通じた教育課程の全体感を醸成するという点で、構造的な弱点となっている可能性がある。基本検としては、前期課程と後期課程という現行の制度的な枠組みそれ自体を改廃することにまで論を進めるものではないが、進学先決定を中間点として、前期課程教育と後期課程教育とが相互浸透性を高め、学士課程という一体性の中で学部教育が構想されるべきものであると考える。

このように、本学としてのディプロマ・ポリシーを起点とする観点からするならば、「教育内容・方法に関する事項」については、そのディプロマ・ポリシーを十全に実現しうるカリキュラム・ポリシーを構想することが総合的な教育改革の本義となろう。上述したような現行カリキュラムの不十分な点を勘案し、また、第2(2)で挙げた「総合的改革の原則・方向性」を踏まえるならば、そこにおいては以下のようなカリキュラムが望ましい在り方として想定される。

【本学として望ましいカリキュラム・ポリシー】

- ・ 学びの質の向上・量の確保に資するカリキュラム
- ・ 学生の主体的な学びを促すような構成のカリキュラム
- ・ 学生の流動性の向上と学習機会の多様化を導くようなカリキュラム
- ・ 学士課程の一体性を強化したようなカリキュラム（及び、そのための進学先決定方式）

これに対して「教育制度の大枠の改善」は、入学試験制度、入学定員、入学時期、修業年限のいずれについても、カリキュラム構成に体现される教育内容それ自体ではなく、それを支える広範な制度的枠組みに関わるものである。そうであるがゆえに、それはそれ自体として日本社会というより広範な枠組みのなかにあり、またグローバル化が進展する世界という

さらに広範な枠組みのなかにある。その意味で、ここで問題となる事項については、日本及び世界の動態の中で、それに対して本学が応答していくとともに、本学がその動態へと働きかけるといふ二重の方向性において構想することが重要である。

基本検では、教育企画室、入試企画室、国際本部などの関連検討組織と連携をとりつつ、以上に述べた「教育内容・方法に関する事項」と「教育制度の大枠の改善」のうち、特に前者について具体的な検討を進めてきた。また、審議過程における部局の意見にも、教育体制の在り方に直接間接に言及する見解は多々盛り込まれていた。

こうした検討状況を踏まえ、基本検として、現行の第2期中期目標・計画の期間（平成22～27年度）における取組について、以下のアクションリストに整理した。これは、「教育内容・方法に関する事項」については、上記の望ましいカリキュラム・ポリシー、ならびに対応した「育成する能力・人材」との関わりで取組を策定したものである。また、「教育制度の大枠の改善」については、想定される取組を挙げている。いずれについても、それらの取組と、総長文書「改めて、総合的な教育改革の推進に向けて一学部教育について一」で提起された12課題との対応関係を示し、総合的な教育改革としての全体性を俯瞰することに配慮した。

学部教育の総合的改革に係るアクションリスト ーワールドクラスの大学教育の実現に向け、今取り組むべきことー

事 項	中期目標・計画期間中(平成27年度末まで)の取組	総長文書「改めて、総合的な教育改革の推進に向けてー 学部教育について ー」(平成24年4月10日)に示された課題	
教育内容・方法に関する事項	学びの質の向上・量の確保 【育成する能力・人材】※ A、C、D、E	<ul style="list-style-type: none"> ■学生をしっかりと学ばせる仕組みの確立(学習総量の確保、成績評価の厳格化、GPA活用による学習支援、キャップ制の導入、週複数回授業の普及など) ■教育方法の改善に対応するFD活動の推進(TA制度の改善、「フューチャー・ファカルティ・プログラム(FFP)」の確立を含む) ■学びの質を向上し、量を確保する観点からの学事暦の見直し(4ターム化に伴う授業形態の変更など) 	・授業改善に向けた教育支援体制の強化
	主体的な学びの促進 【育成する能力・人材】※ A、D	<ul style="list-style-type: none"> ■点数至上の価値観のリセットを目指した全学的な導入教育の強化 ■「教え授ける」(ティーチング)から「自ら学ばせる」(ラーニング)への転換を目指した授業の改善(少人数チュートリアル授業の導入、アクティブラーニングの普及など) ■学生の主体的な履修を支えるカリキュラムの柔軟化(進学・卒業の要件の見直しを含む) ■習熟度別授業など能力・適性に応じた教育の普及・展開(科目ナンバリング制の導入を含む) ■eラーニングの積極的な活用による教育方法の改善 	・卓越した学生の能力をさらに伸ばす授業編成や特別プログラムの工夫
	流動性の向上と 学習機会の多様化 【育成する能力・人材】※ B、C、E	<ul style="list-style-type: none"> ■多様性に富む学習環境をつくる「グローバル・キャンパス」の実現(英語による授業、外国人教員、PEAK⁴・AIKOM⁵等の国際プログラムや全学交換留学制度の拡充など) ■高度なトライリンガル人材を育成する「グローバルリーダー育成プログラム(GLP)」の構築と展開 ■サービスマーケティングの導入、ならびに「初年次長期自主活動プログラム(FLY)」の定着とその成果の普及(学士課程全体を通じた特別休学制度の活用を検討を含む) ■サマープログラムの開発等による多様な学習体験の機会の飛躍的な拡充 ■海外大学等との互換性、学生・教員の国際流動性を高める観点からの学事暦の見直し(タームの分割、夏季休業の拡大など) 	・教育システム・教育内容の国際化の多面的推進 ・国内外での体験活動等幅広い学習プログラムの整備
	学士課程としての 一体性の強化 【育成する能力・人材】※ A、C、E	<ul style="list-style-type: none"> ■大学での学びを俯瞰する全学的な導入教育の強化 ■学士課程の一貫性の観点に立ったカリキュラムの順次性・体系的の見直し ■評価尺度の多元化の観点に立った後期課程進学制度の構築 ■全学に開放された共通授業科目制度、部局横断型教育プログラムの普及と展開 	・教養教育の高度化、教養教育の後期課程・大学院への展開 ・進学振分け制度の改革 ・専門教育のさらなる改善、全学横断型教育の拡充
	教育制度の大枠の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■多様な学生構成の実現と学部教育の活性化を目指した推薦入試の導入 	・入学試験制度など高大接続の改善
		<ul style="list-style-type: none"> ■社会の変化を踏まえた入学定員の適正な規模・構成の提示(所要の組織体制の見直しを含む) 	・入学定員についての検討
		<ul style="list-style-type: none"> ■PEAKの充実を図りつつ、秋季入学の環境整備に向けた社会への働きかけ、他大学との連携協力の強化 	・入学時期の見直し
		<ul style="list-style-type: none"> ■学部・大学院の一貫的な教育プログラムの研究開発、ならびに優秀な学部学生が大学院レベルの学習にアクセスする機会の拡大(早期卒業制度の導入、科目履修の弾力化など) 	・学部・大学院の接続についての検討 ・修業年限の柔軟化

※ 「育成する能力・人材」は、図「学部教育の総合的改革に向けて」に対応。表の符号A～Eは以下のとおり。

A: 揺るぎない基礎学力、先端的知への好奇心、 B: 公共的な責任感、巨視的な判断力、 C: 異なる文化や価値観の理解・尊重、 D: 課題の発見・挑戦の体験への積極的姿勢、 E: グローバルな思考と行動力

⁴ Programs in English at Komaba; 教養学部英語コース

⁵ Abroad in Komaba; 教養学部交換留学制度

ここに掲げた取組は、全学共通の対応を必要とするものから、各部局によって新たな対応の要否が異なるものまで様々である。役員会における本答申に係る対応方針の決定及びその運用に当たっては、各教育分野の実情を踏まえつつ、適切な対応がとられる必要がある。しかし、全学的な観点からは、本答申の掲げる改革の理念・原則に基づく改革を推進するためには、このアクションリストに掲げる取組を参照していくことが欠かせないと認識している。アクションリストに係る全学的な方針の決定がなされた上は、第4で述べるとおり、各部局において各々の実情を踏まえた改革プランの策定を進めると同時に、全学における適切な対応を求めたい。

なお、アクションリストでは、学生の自主的・能動的な学習を重視する観点から、様々な取組を盛り込んでいる。講義における体系的な知識の伝授とこれらの取組との相乗効果によって、学生の主体的な学びは深まり、かつ、それらの知識が課題発見・解決・探求の能力として開花する。大学としての組織的な取組と同時に、一人一人の教員による講義などの不断の改善努力が欠かせないことを強調しておきたい。

(2) 学事暦の見直し

役員会から基本検に下された諮問事項の2.は、「教育改革全体の動きと連携させながら、(中略)望ましい学事暦及び関連する事項について検討し、基本的な方向性や新たな教育システムの実現に向けて想定されるステップについて提言すること」である。この諮問事項に基づき、基本検では企画調整部会を中心に検討を行ってきた。

学事暦の変更の意義について、第2(2)で示した「総合的改革の原則・方向性」(「I 学びの質の向上・量の確保」、「II 主体的な学びの促進」、「III 流動性の向上と学習機会の多様化」、「IV 学士課程としての一体性の強化」、「V 教育制度の大枠の改善」)に即して論じるならば、まず第一に、IIIを実現する上で重要である。すなわち、現行の学事暦を国際標準に整合させることは、本学学生の海外への送り出しや海外学生の受け入れを容易にし、その機会を増すことにつながり、ひいてはそれが、多様な学習環境や学習体験を可能とし、その中で国際的な経験や協働、異なる文化や価値観との遭遇や理解を可能とすることにつながる。また、国内外の夏休み中のサマープログラムへの参加やボランティア、インターンシップなどの社会体験は、同様の効果をもたらすと考えられる。そういった多様な学習環境や学習体験を通して得られる自己の相対化、「主体性」や「能動性」、巨視的でグローバルな思考は、上記の「育成する能力・人材」に掲げられた本学のディプロマ・ポリシーの実現に大きく寄与するものである。

学事暦の変更は第二に、このような「主体性」や「能動性」の涵養によって、I、II、IVにおける学びの推進に対しても不可欠な動力因となる。言い換えれば、学事暦の変更により可能になる多様な学習経験は、学習システムやカリキュラムの改革によって高めることができる学びの向上にも寄与し、同時に、学びに向かう動機付けを与え、最終的には知的な力を「総合力」に高めるための相補的な役割を果たす。さらに、学部途中に多様な経験を有する学生が増えることによって、均質でチャレンジ回避傾向にあると指摘される本

学学生のキャンパス環境が変革され、学びの環境の多様化の実現にも寄与すると考えられる。

第三に、学事暦の変更は、より直接的なかたちで I における学びの質の向上・量の確保の重要な条件となる。それは学事暦が、学期の配分、ならびにそこにおける授業期間（定期試験期間を含む）としてのタームの配分を条件付けていることによる。タームあたりの授業週数をどのように配分するのかということは、当該のタームにおける授業科目の完結性と、1タームあたりに開設する授業科目の集中性に結びつく事柄であり、また、学生の側から見れば、学士課程を通じた履修選択の機会の多寡に連動する。したがって、学事暦が I をより強化するような方向に作用するよう、その見直しを検討する意義がある。

以上のように、学事暦の見直しについては複数の点からその意義を論ずることができる。その一方、本学における学事暦をめぐる問題は、平成23年4月以来、入学時期の在り方に関する懇談会において議論されてきた経緯がある。その後、現在までの各所での議論の動向に鑑みると、一口に学事暦とはいっても、その指し示すところは「入学時期（＝卒業時期）の在り方」から「始業時期（体系的な科類別カリキュラムの開始時期）の在り方」を経て、「学期配分の在り方」に至るまで、レベルを変移させていることも事実である。そこで以下では、この三つのレベルを順次追いつつ、基本検としての見解を示すこととした。

（入学時期と学事暦）

まず、入学時期の在り方に関わるものとしての学事暦は、端的にいうならば秋季入学構想をめぐる問題として把握することができる。前述のとおり、基本検としては国際流動性を高めることを重視しており、そうした観点から秋季入学を推進し、学事暦の国際標準への適合度を高めることには大きな意義があると認識している。一方、秋季入学への移行については、前記懇談会の報告においても、「本学単独で行おうとすることは容易ではなく、拙速な対応をとるべきではない」としており、基本検としても同様の認識をもっている。本学の課題提起を受け、政府・産業界において積極的に対応していく機運が生じつつあり、また、学事暦見直しに関する諸大学の動きが活発化しつつあるものの、国家資格試験の時期などの見直しやギャップタームに関する理解など社会的な環境整備の具体的な見通しはまだ十分明らかではない。

については、秋季入学への全面移行に関しては、まずは学部教育において先駆的に秋季入学を実施している P E A K の充実など、学部・大学院の関係コースなどの拡充を図りつつ、秋季入学の環境整備に向けた社会への働きかけ、他大学との連携協力を強化していくことが重要である。その際、新たな教育体制の在り方を視野に入れた議論もあって良いと考える。そうした取組の成果を踏まえ、第3期中期目標・計画の期間（平成28～33年度）において、秋季入学の更なる推進に向けて必要な措置をとることが妥当である。

(始業時期と学事暦)

このように、基本検としては、入学時期の見直しについて相応の時間を要することを確認する一方、可能なところから改革を実行していく観点から、4月入学の枠組みの下での改善の可能性を探ってきた。始業時期の在り方に関わるものとしての学事暦については、平成24年9月に企画調整部会がその中間報告において議論を提起し、その後も企画調整部会ならびに各部局での議論が重ねられてきた。その結果、正規の教育課程における学習量の確保、非常勤講師の措置などを含む国内諸大学との関係、入試業務との関わりなどにおいて、分野や部局の現状や見通しは様々であり、合理的理由があるならば、始業時期の変更などの対応に差異が生じることも許容されるべきとの判断に至った。また、それと同時に、①授業期間や休業期間の配分や長さ、あるいは個々の授業の実施態様について、教育分野の実情に応じた柔軟な対応をとることの意義や可能性、②初年次において、従前のように専ら科類別授業を行うのみならず、学部教育全体を鳥瞰することを可能として学生の動機付けを強める観点から、導入教育の充実を全学的に推進していく必要性などについて、共通の理解に達した。このため、基本検としては、当面の学事暦の見直しに当たっては、学期配分の変更及びこれと同期・協調する総合的な教育改革に焦点をあて、その速やかな実行を期することが適当であると考えた。

(学期配分と学事暦)

学期配分の在り方としての学事暦については、現行の2学期制に対して、授業期間を3ないし4のタームに分割して運用する枠組み（3ターム制、4ターム制）の導入可能性を検討することとして捉えることができる。先に触れたように、学部教育の総合的改革に関わる指針のIに挙げた学びの質の向上・量の確保という観点からは、現行学事暦よりも3ターム制が、さらにはそれよりも4ターム制が、学生の履修選択の機会を増やすというメリットとともに、1タームあたりで同時並行的に履修する授業科目数を絞り込み、学習上の集中度を高めるというメリットがある。また、短期的なターム設定は、数週間から数ヶ月程度の短期の学生の流動性、とりわけ国際流動性（短期留学における学生の送り出し・受け入れ）を向上させる上でもメリットがある。

学期配分の細分化を検討するに当たっては、国内他大学の学事暦との協調性という観点から、2学期制の各授業期間を2分割した4ターム制の方が、3ターム制よりも協調的であろう。ただし、各学部・学科などにおける教育内容や、科目ごとの教育上の特性に応じ、4ターム制の原則に準拠して運用される科目と、複数タームにわたって運用される科目とを併存させることが、全体としても柔軟なカリキュラム構成の実現に資するものと考えられる。また、4ターム制のもとに学事暦を構想する場合には、夏季休業の期間設定によって、そのサマープログラムとしての活用と、それにとまなう学生の国内流動性・国際流動性の向上に、より重点を置いた設計も可能であろう。

以上のような基本的な認識に立ち、基本検としては、当面の学事暦の見直しに係る方針として以下のとおり提言する。

当面の学事暦の見直しに係る方針

1 学事暦見直しの基本的な考え方

- (1) 学びの質の向上・量の確保に寄与するとともに、学生の主体性を尊重した教育活動を展開し、国際的な流動性を高めることに資することを基本的な観点として見直しを行う。学士課程全体を通じ、学生の科目履修や自主的な学習体験の活動を柔軟に行い得るようにする（個に応じた学事暦のデザイン）。
- (2) 各学部・研究科間の共通性に留意しつつ、それぞれの実情を踏まえ、実施時期・形態について一定の自由度を許容する枠組みとする。
- (3) 学士課程教育の一貫性を高め、総合的な教育改革の取組に資するものとなるよう留意して設計する（特に、各部局のカリキュラム改革や進学振分け制度の見直しと整合し、それらを促進する基盤となるようにする）。

2 望ましい学事暦が具備すべき要素

- (1) 点数至上の価値観をリセットし、主体的な学習態度への転換を図るため、4月の入学から最初の学期を導入教育の重点期間として位置付け、その特質を踏まえた教育課程を編成する（全学的な参画・協力による導入教育の強化）。
- (2) 国内大学との関係をも踏まえ、学年は4月から翌年3月末までとする。その枠組みの下、4ターム制による授業運用を積極的に導入し、短期留学の機会の拡大や授業方法の改善・転換（週複数回授業や双方向型の授業の普及など）を併せて進める。
- (3) 学生の科目履修や教員の科目担当に柔軟性をもたせ、教育分野や学生の実情に応じ、夏季休業期間の選択的拡大及び有効活用を可能とする（6～8月におけるサマースクールを通じた国際的な学習体験などの豊富化、教員の研究活動の活性化など）。

これらの方針の一部又は全部を具現した学事暦の在り方については、各部局からの意見を踏まえ、企画調整部会を中心に検討が進められてきた。その検討の成果は別添の「学部教育の総合的改革における学事暦の在り方」のとおりである。検討の俎上に載せられた新たな学事暦のパターンは、上記の基本的な考え方や要素に合致する程度、克服すべき課題の質・量の程度において様々であるが、当該部会では、4月入学の枠組みの下、国際流動性をできる限り高めることを重視して提案をとりまとめている。当該部会の推奨する学事暦案の採用の見通しは、入試運営体制や非常勤講師の確保などをめぐる諸課題を乗り越え

ることの成否に依存している。当該部会の提案を指針とし、これらの課題に関する今後の継続的な検討と対策の実行により、望ましい学事暦の形態へ漸進的に移行されていくことを期待したい。

さしあたり、現行の中期目標・計画期間においては、第4で述べる全学的な体制の下、本節に掲げる方針に基づき、先導的な部局を中心として学事暦の見直しを漸次実行していくことが適当である。その際、進学振分け方式など課程間の接続の改善に関する取組との整合性に留意するとともに、部局間の対応の相違により、部局横断的な教育活動や他学部聴講などの面で支障が生じないように、適切な配慮を求めたい。

第4 今後の改革の実行に向けて

本答申の第2では、ワールドクラスの大学の在り方の観点から本学の学部教育の現状と課題を総括した上で、あるべき改革の理念と改革の方向性を掲げた。第3では改革の取組についての基本的な方針を示し、「育成する能力・人材」及びカリキュラム・ポリシーという観点から、総合的な教育改革の枠組みの中で本中期目標・計画期間中に取り組むべき「教育内容・方法に関する事項」及び「教育制度の大枠の改善」をアクションリストとして示した。アクションリストに記載された取組事項は、最上位にある東京大学憲章に基づいて策定される本学のディプロマ・ポリシーとその実現に向けた学部教育のカリキュラム・ポリシーを、より具体的な取組の形にブレイクダウンしたものであり、これまで基本検で積み上げられてきた議論や各部局における多くの議論・検討の成果である。このような経緯を踏まえれば、第3(1)に掲げたアクションリストは、本学が目指す「学部教育の総合的改革」にとって必要と考えられる取組事項をほぼ網羅していると言える。

その認識を共有したうえで、本答申の第4では、総合的な教育改革の全体像を把握しながら、アクションリストに掲げられた取組の具体的内容を検討及び実行する体制の在り方について述べる。

(1) 教育改革に向けた全学体制の構築

第3(1)で既に述べたように、本答申で提言する教育改革の基本姿勢は、本学のディプロマ・ポリシーのより良い実現を目指して、前期課程・後期課程という現行の枠組みを維持しながらも、それぞれの課程教育間の相互浸透性を高め、学士課程を一貫した4年間の教育とする取組を施策することである。したがって、アクションリストの取組の中で、全学共通の対応を要する事項、あるいは前期課程・後期課程のタテの関係、教育単位間のヨコの関係の踏まえて全学レベルでの調整を要する事項については、それらを円滑に推進するための部局の枠を超えた新たな改革実施体制が求められる。その際に、総合的な教育改革としての一体性・整合性を確保しつつ、種々の取組を効率良く果敢に進めるためには、教育改革及び教育活動の運営に関わる既存の全学組織や本部組織を見直し、再編・整備す

ることが望ましい。その新たな組織では、大学全体の教育改革の工程を具体化するとともに、次項に述べる各部局で策定される改革プランをフォローアップし、相互の必要な連携を確保しつつ、それらの主体的な改革を支援する方策を企画立案していくことになる。そのような教学面でのガバナンスの再点検と整備を前提として、今後、全学体制によって検討・実施すべき主要な課題には次のような項目が挙げられる。

全学体制によって検討・実施すべき課題

- ① 学士課程を通じたカリキュラムなどの再構築
前期課程・後期課程カリキュラムの接続、4年を通じた教養教育の充実、アーリー・エクスポージャーの充実、教育内容の重複・過密化の是正、学びの質の向上・量の確保に資する教育方法の改善など
- ② 初年次教育の充実・強化
初年次教育・導入教育の充実、その実施における全学的な連携協力の強化など
- ③ 進学振分け方式の見直し
教育システムの柔軟化・多様な学習履歴への対応、後期課程諸進学単位の受け入れ方針を反映した評価尺度の多元化など
- ④ 入試運営・実施体制の見直し
特定の部局・教員への業務集中の是正、実施方法の合理化など
- ⑤ 学部教育と大学院教育との接続・連携の強化
高度な学習機会へのアクセスの柔軟化、一貫カリキュラムの整備、修業年限の見直しなど
- ⑥ 諸改革と同期・協調した学事暦の実施設計
教育課程の円滑な実施などに係る部局間の相互調整、サマープログラムなどの全学的な推進など

なお、事項⑤に関連して述べるならば、基本検は総長からの要請を踏まえ、学部教育に焦点をあてた議論を行ってきた。学部教育に関する基本検の検討が、大学院教育に対してもつ意義については第2（1）で述べたとおりであるが、基本検として大学院教育固有の在り方を議論の俎上に載せてこなかったため、この点について本答申では具体的に言及していない。大学院教育の検討の進め方については、別途、総長あるいは役員会が適切な判断を示すことが望ましい。

また、前述の課題の中では、アクションリストに掲げた入学定員や組織体制の問題など「教育制度の大枠の改善」について言及を行っていない。これらについて、基本検では時

間の制約もあって立ち入った議論を行うことができなかったが、社会の変化を踏まえるならば必要な見直しは避けられない。本答申に掲げた教育改革の目的を効果的に達していく観点からも、別途の議論の場を設けることを役員会において検討していただきたい。

(2) 部局における取組

前項で述べた全学体制による改革の取組に呼応して、教育単位としての部局においても、総合的な教育改革の枠組みの中で部局ごとの具体的な取組が実行されることになる。その際に、全学レベルのカリキュラム・ポリシーを踏まえつつも、それぞれの部局に固有のカリキュラム・ポリシーの力点の置き方や、部局による教育分野及び教育体制の相違によって、取り組むべき課題やその優先度には相応の違いが生じるはずである。そうした事情に鑑みて、本答申の掲げる改革の理念・原則に基づく改革を推進するためには、アクションリストに掲げられた取組を参照して、各部局がそれぞれの改革課題を設定し、取組のより具体的な内容と実施に至るロードマップを含んだ「部局別改革プラン」を策定することが適当である。このような部局ごとの改革プランの策定は、各部局が教育改革の方向を自ら明確なものとし、それに即した具体的取組の実行性を高めるためのみならず、全ての部局の改革プランや個別の取組を全学の検討・実施に反映させ、それらの有機的な連携や協調を図ることにより、東京大学としての総合的な教育改革の全体像をより鮮明に、かつ一体的なものとするものの必要性に基づくものである。さらに、中期目標・計画期間を目途として達成されるべき目標を具体化することによって、改革の取組の進捗度合いを定量的に評価し、必要なフィードバックを施しつつ、本答申の提言を着実に実行することが期待される。

教育単位としての部局が取り組むべき課題

- ⑦ 総合的な教育改革の方針に基づく部局ごとの改革プランの策定と実施
実施すべき改革事項の選択と具体的内容の検討、実施事項と実施に至るロードマップを含む「部局別改革プラン」の策定、部局ごとの改革実行体制の構築など

(3) 総合的な教育改革に係るリソース

総合的な教育改革の取組としてアクションリストに掲げられた項目や上掲の検討・実施事項は、その各々が学部教育の在り方そのものに関わるものであり、本学の教育理念と目的に合った「あるべき姿」を目指して具体的な改革案が検討・実施されるべきである。一方で、それらの改革案を望むべき姿で具現化するために、改革の実行と加速に必要な資源を担保することは、組織としての大学の責務である。大学が高等教育機関として社会に果たす役割を考えるならば、大学教育の改革を社会とまったく切り離して構想することは当を得ず、改革案の具体的な項目の中には、社会の要請に呼応した取組や社会と連携した取

組が必然的に含まれることになる。そのような取組の実施については、大学としてその必要性を社会に対して積極的に訴えつつ、新たな協力や支援を求めることが必要である。それとともに、学内の現有の「人・物・金・スペース」を戦略的に再配分し、改革の実行により有効に活用する取組が欠かせない。現在の厳しい財政事情の下、国立大学として社会の負託に応え、法人化の趣旨を踏まえた経営を行っていくことが強く要請されている。

教育改革には、学問の府として信ずべき理念と明確な目的が必須であると同時に、実体を備えた組織としてそれらを実行可能とする資源的な裏付けも欠くべからざる要素である。そのことを強調する意味で、上掲の項目とは別途に、組織として取り組むべき重要な課題として、総合的な教育改革を推進するための資源の確保と戦略的な配分を掲げる。

なお、資源の確保・配分に当たっては、従来型の教育活動の実施に要する直接的なコストに止まらず、グローバル化や情報化に対応したインフラ、学生の能動的な学習を支えるシステムの整備・構築に要するコストを適切に勘案していくことが欠かせない。

組織として取り組むべき課題

⑧ 教育改革のための資源の確保と戦略的な配分

資源配分の見直しによる改革の基盤的経費の確保、先導的な取組への重点的支援など

(4) 結び

本答申で提案する総合的な教育改革は、本学のこれまでの教育研究の多大なる蓄積を礎として実施されるべきものである。また、今後進められるべき改革作業においては、各局部の教授会や委員会などでの闊達な議論を通じて、構成員の意見・要望が適切に改革に反映されるべきことは言うまでもない。他方、社会全般のグローバル化の加速と大学に対する社会的要請の高まりを踏まえるならば、本学はその主体性を維持しつつも、相応のスピード感をもって教育改革を推し進めていく必要がある。総長のリーダーシップの下、各組織の長が機を失することなく的確な判断を下すことによって、改革を滞りなく進めることが本学の責務である。

以上、役員会に対して、基本検からの提言に基づく改革を迅速かつ確実に実施していくことを強く求め、本答申の結びとしたい。

<別 紙>

学部教育の総合的改革における学事暦の在り方

企画調整部会

「学部教育の総合的改革について（答申）」（以下「答申」という。）では、「グローバルでタフな東大生」を育成する上で、多様な学習環境や学習体験を通じた自己の相対化、それによって涵養される「主体性」や「能動性」、巨視的でグローバルな思考、異なる文化や価値観の理解が極めて重要であり、それを促すため、学事暦の見直しが必要であることを述べた。そうして涵養される主体性や能動性は学びに向かう動機付けや学びの質の向上・量の確保にも有効である。企画調整部会では、平成24年5月に発足して以来、こうした基本的な考え方をめぐる意見集約と並行し、約1年に亘って学事暦の在り方について様々な検討を進めてきた。本資料は、答申本文に記載する「当面の学事暦の見直しに係る方針」（以下「見直し方針」という。）の運用に当たっての指針とすることを目的として、本部会の検討の成果を概括するものである。

1. 学事暦見直しの経緯

本部会では、発足当初は、秋季入学への移行を想定し、ギャップターム、資格試験制度、学事業務見直しの3つの作業部会を設けて検討を開始した。その間、秋季入学の推進に関する社会的な機運の高まりが見られたが、一方において、制度上の隘路などが克服される具体的な見通しまではつかず、そうした社会的な環境整備の進捗を待つことなく本学単独で方針を定めるには多くの課題があることが確認された。

このため、平成24年9月の中間報告においては、秋季入学への移行に向けては相応の時間を要することに鑑み、できるところから改革を進めるという基本検に対する総長所信の方針を踏まえ、新学事暦案を提案した。これは、4月入学を前提として、夏季休業期間や学期単位の学生の国際流動性を高めるため、国際標準に適合した6～8月の夏季休業期間、ならびに、9～12月、1月半ば～5月の2ターム型の学期単位から成るものであった。

新学事暦案については、次のような利点・特長があるものとして本部会は構想した。第一に、欧米の有力大学のサマープログラム（以下「SP」という。）の多くは6月下旬から7月に集中しており、現行の学事暦では学生の送り出しは難しいが、新学事暦案では学生の送り出し、受入れの双方向が容易になり、内外のSPをはじめ多様な学習環境と学習体験が可能となる。第二に、9～12月および1月半ば～5月の学期単位は、日本での学期

を犠牲にすることなく、多くの海外の大学への学期単位の送り出しをも可能にする。第三に、新学事暦案では、科類別の体系的な授業を9月から開始する一方、初年次の導入教育期間（当初案ではフレッシュプログラム（F P）と呼称。以下「F P」という。）を4～5月に組み込み、高校までの点数至上の価値観のリセットや大学での学びを俯瞰することを期待した。

この中間報告での提案に対して、部局からは、積極的な評価のある一方で、F PやS Pの具体性、初年次の基礎学力の担保、学部教育全体を通じた講義や卒業研究の時間確保、入試業務と授業期間の重なりによる教員負荷、年度を跨ぐ学期単位による非常勤講師の採用への影響、第8学期の活用可能性、大学院教育との接続、などに関する疑問や懸念が寄せられた。

企画調整部会ではそれらの意見を受けて検討を継続し、平成25年2月の審議経過報告においては、検討途上の案ではあったが、図1に示すような運用オプションを含めた学事暦案（以下「2月案」という。）を提案した。ここでは特に、2学期制の授業期間を分割して4タームとしてモジュール運用することも提案し、さらに学期の開始・終了時期にも自由度を持たせることで、業務負荷が増大する入試期間の休業の導入、年度に対応した非常勤講師の採用、F P期間を含む初年次夏季休業前の授業期間の延長などを提案した。また、F Pについては、授業期間の一つであり、授業科目の開設を排除しない趣旨を明記した。2月案は、当初案と基本的な枠組みは共通しており、全体として、各教育分野の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを明示する意図に基づいてまとめたものであった。

2. 審議経過報告の学事暦案に対する学内意見

2月案に対する部局からの意見をまとめると、夏季休業期間および授業期間の開始・終了を世界の主要な大学に合わせる、あるいは近づけることによって、夏季および学期単位での学生の国際的な流動性を高め多様な体験を可能とすることに対しては、複数の部局から基本的な理解と支持が示された。加えて、学部教育の総合的改革の目指す学びの質の向上・量の確保や、教員の研究期間の確保の点からも、4ターム化が望ましいこと、また、現行の夏学期における2タームの間、演習や実習を実施している部局からは、6～7月に正規の授業期間を置くことを可能にすることが望ましいこと、などの意見も述べられた。

一方、初年次の4～5月の導入教育期間（F P）、ならびに9月からの科類別の体系的授業の開始の提案に対しては、いくつかの部局からは積極的な支持が表明された一方で、初年次教育の重要性や高校までの価値観のリセットの必要性は認識されるものの、これらは4月からの通常授業の中で行われるべきとの指摘、F Pの導入による通常授業時間の短縮の懸念が、教養学部をはじめとする複数の部局から表明され、適用することは難しいと考えられた。

さらに、学事暦変更に関わる最大の障壁である2～3月の入試業務と授業期間の重なりによる業務負荷の増大の問題に対しては、4ターム化によるモジュール運用により2～3

月の間の入試期間休業を提案したが、業務の量や業務自身の特殊性などから十分とは了解されず、学部入試業務に関わる教員の多い部局からは、この問題の解決なしには基本検が提案する2月案の受入れは困難と指摘された。同時にこの問題は、単に学事暦に関わる議論ではなく、全学的な入試業務分担の在り方や現行の入試システムそのものに関わるものであることが多くの部局から指摘された。非常勤講師の問題も、4ターム化によって3月と4月の間に学期区切りを入れることで委嘱期間が学年を跨がないという意味では改善されるが、国内のいずれの大学でも大学入試時期の講義負担の問題があり、入試業務による負担増と同じ背景を有することが指摘された。

また、学事暦の変更に際しては、部局あるいは部局内の学科ごとのカリキュラム構成や教育を取り巻く事情の違いから、それぞれにおける自由度の許容や柔軟な運用が必要と多くの部局から意見が出された。4ターム化の有効性の認識は概ね共有されるものの、依然、2ターム型に適した科目もあり、さらに、それを理由として4ターム化に慎重な見解を示す部局もあった。全学で夏季休業を6～8月に設定する場合、部局の裁量によって夏学期に2タームの授業期間を置こうとするとき、夏季休業が事実上8月のみと極めて短期間になる、などの課題も示された。したがって、学事暦の見直しにあたっては、4ターム化を進める場合でも、必要に応じて、連続した2つのタームを通じて科目を開設・運用する、各タームの開始・終了時期を弾力化する、などの柔軟な対応が必要であることが認識された。

3. 当面の学事暦の在り方

企画調整部会としては、上記のような様々な学内意見を考慮しつつ、学部教育の総合的改革の中で、学びの質の向上・量の確保の基盤となり、主体的で多様な学びを可能にする学事暦の在り方に対して、その基本となる考え方を整理した。その議論の成果は、答申において「当面の学事暦の見直しに係る方針」として総括されている。

答申は、同方針に明記されているとおり、各部局の自主性を重視する考え方をとっており、特定の学事暦を掲げ、その具体的な内容を詳述することを行っていない。しかし、学事暦の見直しに当たっては、全学的な共通性、部局間の一定の協調も必要であり、今後の具体的な実施準備の指針を学内に提示することは重要な意味があると考えられる。

このため、本資料では、見直し方針に沿った2つの学事暦案を提案する。図2は、その2つの提案、「4ターム+S」型（単なる4ターム化と異なり、国際標準への適合度を高めた夏季休業期間（summer vacation）を特色とすることから、「+S」と表記）ならびに「4ターム」型の学事暦イメージについて、学生の履修形態の観点から現行学事暦と比較して示すものである。いずれも、4月入学・3月卒業を前提とし（秋季入学を行う課程を除く）、4月から翌年3月までを学年単位として、授業期間は4タームから構成されている。

(1) 「4ターム+S」型

「4ターム+S」型は、概ね従来の企画調整部会の提案してきた枠組みに沿った提案であるが、4ターム化をより明確に志向している。1学年は、4～5月、9～10月、11～12月、1～2月を授業期間の基本単位とするもので、6～8月が夏季休業期間となる。秋季入学を行う課程は9月から学年が開始する。学事暦見直しの経緯でも述べたように、この構成は夏季休業期間および授業期間が世界の主要大学とおおよそ整合しており、現行の学事暦と比較して、夏季休業中あるいは学期単位での国際流動性が大きく改善されるとともに、4ターム化による学びの質の向上・量の確保、学びの自由度の拡大も可能になる。企画調整部会としては、現下の様々な境界条件の中で、本案は最も高い国際流動性が確保できる学事暦案と考える。なお、4ターム化の運用に当たっては、科目によって、連続する2つのタームを通じて開設し、一体的に運用することも可能である。また、6～8月の夏季休業期間は、基本的には内外のSPや社会体験活動への参画が期待される期間（SP期間）であることが望まれるが、必要に応じ、部局・学科単位で、正規のタームを置くことも可能としている。これによって4月から夏季休業に至る期間を一体的に運用することもでき、長期の講義・演習・実験・実習などに対応可能になる。先に企画調整部会として提案したFPについては、本案では明示的には設定していないが、初年次の導入教育そのものの重要性については共通認識が得られており、見直し方針に掲げられたとおり、全学的な強化策を講じていくこととなろう。1月からの学期については、年始のできるだけ早い時期から授業を開始して、課題となっていた入試業務との重なりを極力減らすように配置するが、先述のように根本的には学事暦のみならず総合的な改革の中で取り込まれるべきもので、これだけでは解決できない課題である。なお、最終学年の3月の卒業判定の期間は確保されている。

(2) 「4ターム」型

「4ターム」型は、審議経過報告に対する部局からの意見・提案を踏まえ、考えられる選択肢として示すものである。1学年は、4～5月、6～7月、10～11月、12～1月を授業期間の基本単位とするもので、夏季休業期間は8～9月である。秋季入学を行う課程は10月から学年が開始となる。必要に応じて連続する2つのタームを一体的に運用することや、入学後4月からの導入教育を重点的に行う点は「4ターム+S」型と同様である。

この構成は、「4ターム+S」型と比較する場合、4ターム化による学習の実質化の推進、学びの自由度の向上を重視している点で共通するものであるが、夏季休業期間や通常学期の開始時期の国際的な整合性は高いとは言えない。ただし、6～7月における授業の自由度の高いカリキュラムを組むことができるならば、他のタームで必要な単位を取得した意欲ある学生がSPに参加するなどの多様な学習活動を行うことも可能となる。また4ターム化によって、現行と比較して、学期単位で留学した場合に犠牲となる授業期間は短くなる。

企画調整部会としては、こうした学事暦変更のメリットを踏まえ、各教育分野の実情に応じた対応の一つとして本案を提案に含めることとした。

4. 結び—今後の改革の継続に向けて

ワールドクラスの大学としての東京大学の在り方、その中で「世界的視野をもった市民的エリート」としての東大生の育成について、秋季入学構想を契機として、全学で様々な議論が行われてきた。その中で学部教育の総合的な改革の理念が次第に共有化され、それを具現化するための学事暦についても、見直しに関わる一定の方向性が定まってきた。本資料は、基本検の下で学事暦の見直しを中心に検討を行ってきた企画調整部会から、見直し方針に沿って、現段階（現行中期目標・計画期間中）で移行が可能と思われる学事暦案を提案したものである。それぞれの特徴についてはすでに述べたとおりであるが、特に、秋季入学構想を含め、議論の俎上に載せてきた学事暦案について、学生の国際流動性の観点から相対的に位置付けると図3のようになると考える。2つの提案は、現行の学事暦から見ると国際流動性が改善されたものであるが、特に「4ターム+S」型は、夏季休業期間や学期の開始時期に関して海外有力大学との整合性を高め、国際流動性を一層配慮したものであり、この観点から、教育分野の実情を踏まえて導入可能な部局から順次採用されることを望みたい。

一方、学事暦の見直しは、国際流動性の向上ならびに学部教育の実質化に向けたカリキュラムの改革の基盤とはなるものの、あくまで改革のコンテンツと一体となって機能するものである。単独で改革の理念が達成されるわけではないことは改めて強調したい。学事暦の見直しの上に、改革の理念の具体化が体系的かつ継続的に推進される必要がある。この点については、改革の実行に向けた体制に関して取り上げている答申の第4に詳しく述べられている。

他方、本提案にある学事暦の見直しが、秋季入学構想の目指した「世界的視野をもった市民的エリート」の育成を十分に達成するものであるかは、秋季入学の社会的環境整備や今後の経過を見つつ、検証されるべきものである。海外の有力大学の多くは学部段階で50%を超える学生の外への送り出し、またそれに相当する受け入れをし、さらに大学入学前のギャップ・イヤーの取得も積極的に促している。ギャップ・イヤーの取得が当然であるかのような国や大学もある。東大生の多くは「大学で自分のやりたいことが見つかる」と期待しているが、他方、世界のトップ大学では、自分のやりたいこと、時には地球規模の課題への挑戦を明確に意識して大学に入る若者も少なくなく、その成熟度の違いが指摘されている。そういった海外の若者に伍して世界で活躍し貢献する「世界的視野をもった市民的エリート」、「グローバルでタフな東大生」を育て、成熟した若者を有する海外のワールドクラスの大学と伍して東京大学が存在し続けるために、改革の意識の継続と不断の実行が重要である。今般の学事暦の見直し、秋季入学構想もまた、そうした射程の中で位置づけられるべきものであることを強調しておきたい。

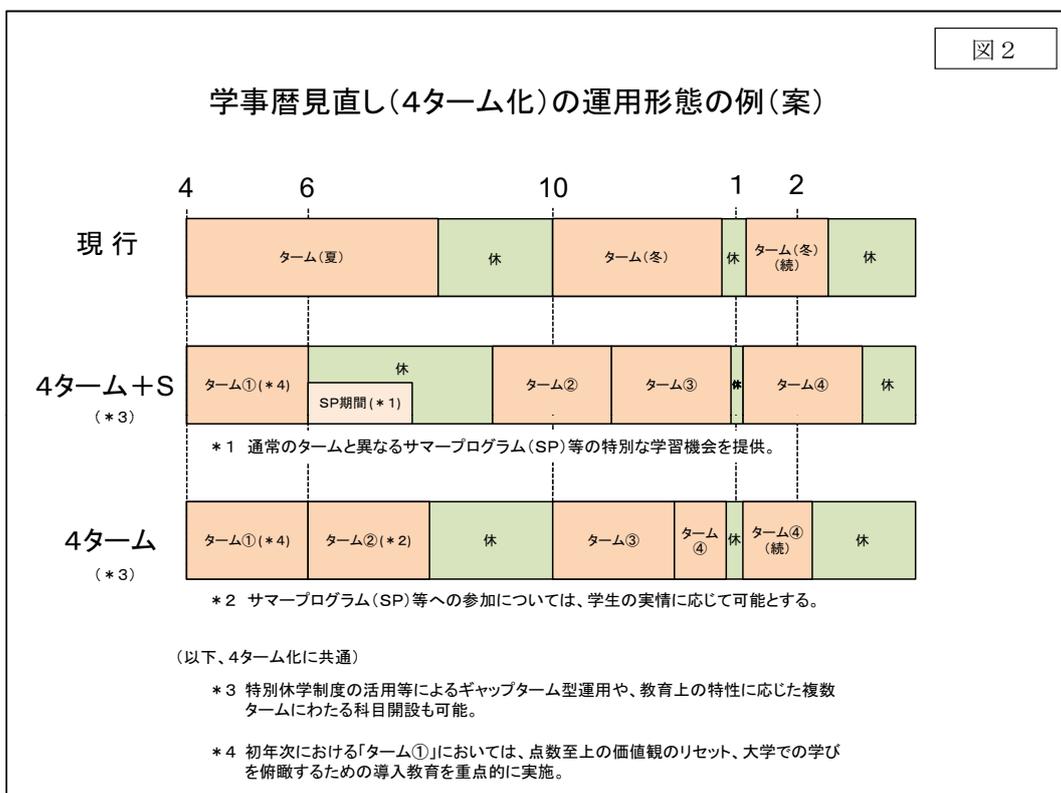
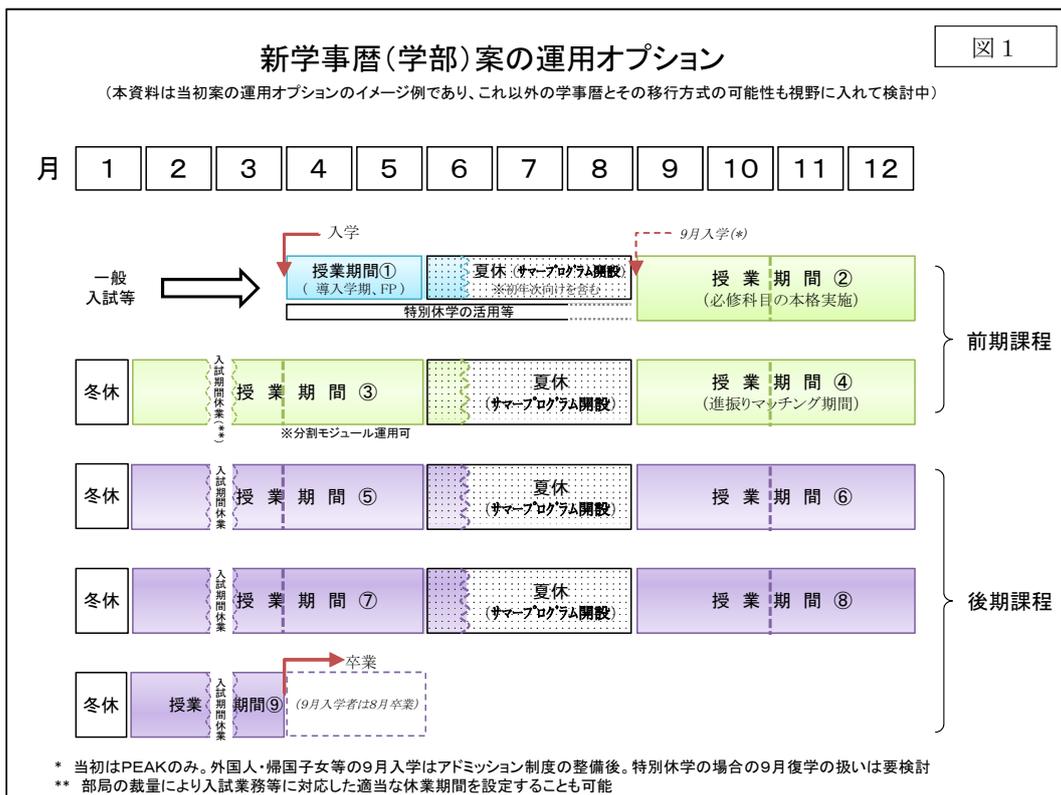
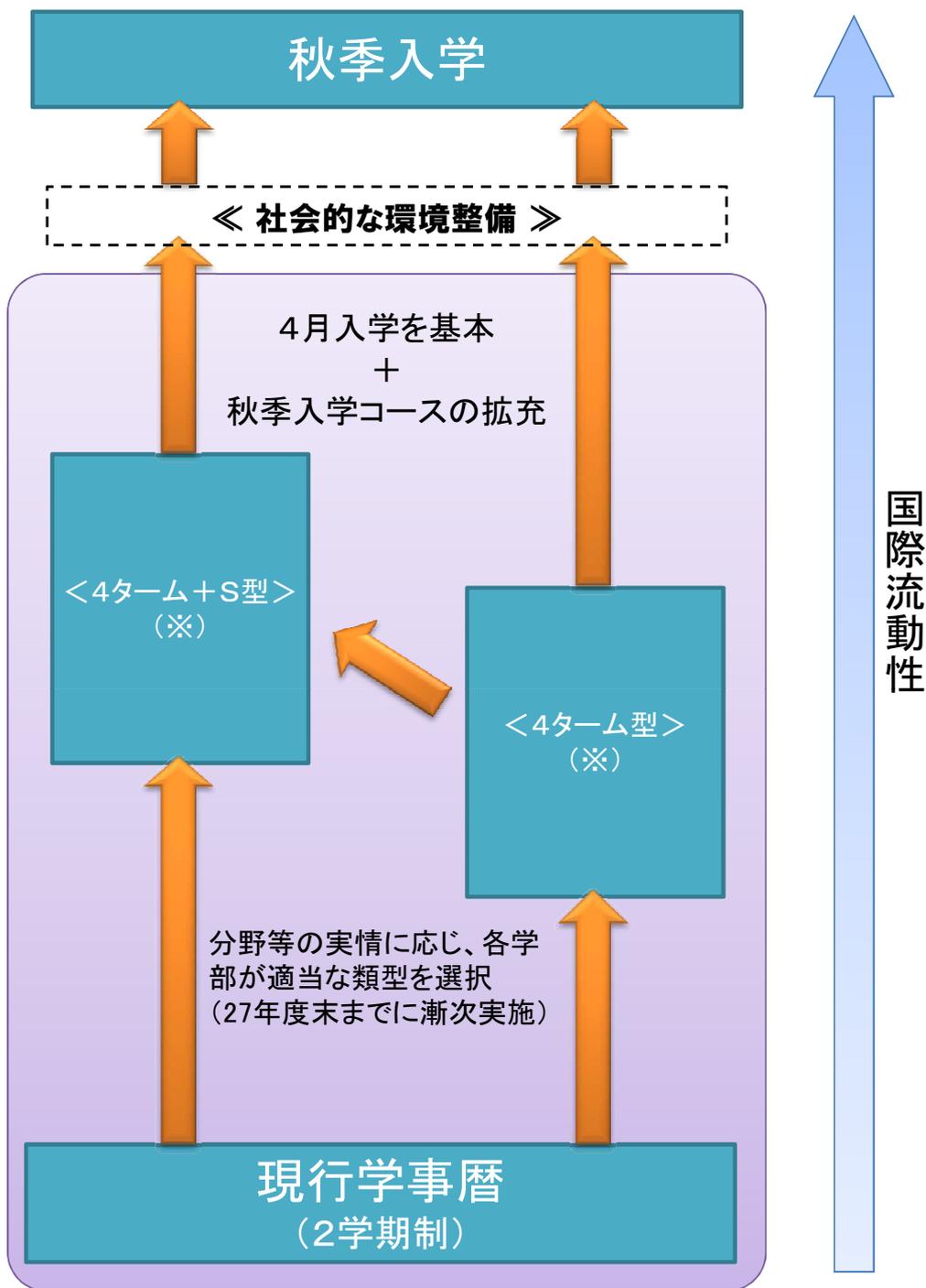


図 3



※教育上の特性に応じ複数タームにわたる科目開設も可(4ターム化に共通)

< 参考資料 >

審議の体制・経過等

1. 審議体制

- (1) 入学時期等の教育基本問題に関する検討会議の設置について…………… p.50
- (2) 入学時期等の教育基本問題に関する検討会議委員名簿…………… p.51
- (3) 部会の設置について…………… p.53
- (4) 入学時期等の教育基本問題に関する検討会議 企画調整部会委員名簿…………… p.54

2. 諮問等

- (1) 入学時期等の教育基本問題について(諮問)…………… p.55
- (2) 役員会諮問に当たっての総長所信…………… p.56
- (3) 改めて、総合的な教育改革の推進に向けて—学部教育について—(総長文書)… p.58
- (4) 総合的な教育改革の加速に向けて<総長所信(第二次)>…………… p.60

3. 審議経過…………… p.61

平成 24 年 4 月 23 日
役 員 会 了 承

入学時期等の教育基本問題に関する検討会議の設置について

1. 趣 旨

「世界的視野をもった市民的エリート」の育成に向けて、秋季入学の構想を視野に入れつつ教育の基本問題について検討するため、役員会の下に、入学時期等の教育基本問題に関する検討会議（以下、「検討会議」という）を設置する。

2. 任 務

検討会議は、「入学時期の在り方に関する懇談会」報告（平成 24 年 3 月 29 日）及び総長文書「改めて、総合的な教育改革の推進に向けて一学部教育について一」（平成 24 年 4 月 10 日）を踏まえ、秋季入学の構想をめぐる諸課題をこれと関連し合う教育改革の基本問題とともに調査審議し、役員会において策定する関連の方針について提言を行う。

3. 委員等

- (1) 検討会議の委員及び座長は、本学の教職員の中から総長が指名する。
- (2) 座長は、必要と認める場合、検討会議の下に、専門的事項を調査審議する作業部会、また、それらを統括する企画調整部会を置くことができる。
- (3) その他検討会議の運営については座長が定める。

4. 提言についての取扱い

検討会議で作成する提言については、学内諸会議での議に付すなど、幅広く意見を聴く機会を設ける。役員会は、これらの手続きを踏まえて、必要な方針を策定する。

入学時期等の教育基本問題に関する検討会議委員名簿（平成25年度）

平成25年4月

所属・職名	氏名	備考
理事・副学長	佐藤 慎一	座長
理事・副学長	長谷川 壽一	座長代理
理事・副学長	大和 裕幸	体験活動WG座長
法学政治学研究科・研究科長	山口 厚	
医学系研究科・研究科長	宮園 浩平	
工学系研究科・研究科長	原田 昇	
理学系研究科・研究科長	相原 博昭	
総合文化研究科・研究科長	石井 洋二郎	
社会科学研究所・所長	石田 浩	
国際本部長・副学長	羽田 正	
教育企画室長・副学長	吉見 俊哉	
入試企画室長・副学長	福田 裕穂	
副学長	野城 智也	
工学系研究科・教授	小関 敏彦	企画調整部会長
教育学研究科・教授	市川 伸一	
新領域創成科学研究科・教授	上田 卓也	
人文社会系研究科・教授	秋山 聰	オブザーバー
経済学研究科・教授	渡邊 努	オブザーバー

入学時期等の教育基本問題に関する検討会議委員名簿（平成24年度）

平成24年4月

所属・職名	氏名	備考
理事・副学長	清水 孝雄	座長
理事・副学長	佐藤 慎一	
理事・副学長	武藤 芳照	体験活動WG担当
副学長	羽田 正	国際本部長
副学長	吉見 俊哉	教育企画室長
人文社会系研究科・教授	高橋 和久	入試企画室長
法学政治学研究科・研究科長	山口 厚	
医学系研究科・研究科長	宮園 浩平	
理学系研究科・研究科長	相原 博昭	
総合文化研究科・研究科長*	長谷川 壽一	座長代理
新領域創成科学研究科・研究科長	上田 卓也	
社会科学研究所・所長	石田 浩	
工学系研究科・教授	小関 敏彦	企画調整部会長
薬学系研究科・教授	長野 哲雄	
生産技術研究所・教授	野城 智也	
経済学研究科・教授	渡邊 努	総長補佐（オブザーバー）

*平成25年2月15日まで

平成 24 年 5 月 22 日

部会の設置について

「入学時期等の教育基本問題に関する検討会議の設置について」（平成 24 年 4 月 23 日付け役員会了承）第 3 項（2）に基づき、当面、以下のような部会を設置する。

1. 企画調整部会

<役 割>

作業部会の活動を総括するとともに、検討会議の開催に先立って議事を整理する。

※ 構成は別紙のとおり。

2. 作業部会

(1) 資格試験制度

<役 割>

秋季入学に係る卒業時期と公的資格試験制度とのマッチングをめぐる課題について検討を行う。

※ 医師、薬剤師、獣医師、法曹、教員に係る研究科における検討を踏まえ、その代表者（研究科長推薦）を中心に構成。

(2) ギャップターム

<役 割>

ギャップタームについて、学生の身分等に係る制度的な対応、長期体験活動の環境整備、経済的な支援などに関する諸課題について検討を行う。

※ 平成 25 年度入試合格者に対する選択的な試行の準備・評価を含む。

(3) 学事業務の見直し

<役 割>

学事暦の変更を行う場合のこれに伴う業務上の諸課題と解決の方策（入試・進学振分け、経過措置など）について、実務的な観点からシミュレーション等の検討を行う。

入学時期等の教育基本問題に関する検討会議

企画調整部会委員名簿

平成 24 年 4 月

所属・職名	氏名	備考
工学系研究科・教授	小関 敏彦	部会長
副学長	永田 敬	平成 25 年 4 月より委員
工学系研究科・教授	堀井 秀之	
理学系研究科・教授	佐藤 薫	
総合文化研究科・教授	森山 工	学事業務見直し作業部会長
総合文化研究科・准教授	矢口 祐人	
教育学研究科・教授	恒吉 僚子	
薬学系研究科・教授	一條 秀憲	部会長代理、資格試験制度作業部会長
生産技術研究所・教授	藤井 輝夫	ギャップターム作業部会長
副理事・経営支援担当部長	鈴木 敏之	

平成24年5月17日

入学時期等の教育基本問題に関する検討会議 御中

役員会

下記の事項について諮問します。

記

諮問事項：入学時期等の教育基本問題について

1. 本学における総合的な教育改革の全体工程を整理・可視化しつつ、大綱的な方針の在り方を提言すること
2. 教育改革全体の動きと連携させながら、かつ、各方面から指摘される課題を十分にかつすみやかに消化しながら、秋季入学への移行やギャップタームの導入の可能性をはじめ、望ましい学事暦及び関連する事項について検討し、基本的な方向性や新たな教育システムの実現に向けて想定されるステップについて提言すること
3. すみやかに取り組むべき教育改革の課題を確認し、他の関連検討組織との連携を図りつつ、秋季入学の構想に深く関わるものを含め、本検討会議が直接取り扱うことが適当と判断する事項について、必要な方策の在り方を提言すること

平成 24 年 5 月 22 日

入学時期等の教育基本問題に関する検討会議 御中

総 長

役員会諮問に当たっての総長所信

このたびは、「入学時期等の教育基本問題に関する検討会議」に参画をいただき、お礼を申し上げます。

この検討会議は、本年 3 月に任務を終えた「入学時期の在り方に関する懇談会」の後継組織となりますが、検討の幅をさらに大きく広げ、秋季入学の構想をめぐる諸課題を、これと関連し合う教育改革の基本問題とともに調査審議いただくことを役割としています。

その背景にある思いは、本年 4 月 10 日付けの「改めて、総合的な教育改革の推進に向けて」において述べたとおりです。日本の社会・経済の将来に対する危機感の高まりとグローバル化の急速な進行の中にあつて、秋季入学の構想についてしっかりと検討をすすめていくことが東京大学の社会的役割であると考えています。同時に、秋季入学は、「世界的視野をもった市民的エリート」を育成すべく「よりグローバルに、よりタフに」学生を育てていくための教育改革構想の一環をなすものであり、改革の総合的な実現に向けた全体感の下に取り組みを行っていかねばなりません。

こうした考え方を理解いただきながら、この検討会議では、役員会からの諮問事項を踏まえた提言をお願いします。さまざまな改革のすみやかな実現と必要なステップを考えれば、この検討会議からの提言は、必ずしも最終的な提言一つということに限らず、必要に応じて逐次に提言をいただくことも期待しています。また、当面、学部段階における教育改革に重点を置いて審議いただくこととなりますが、もとより大学院段階も議論の射程に入れる必要があります。私としても、状況を見ながら改めて所信を述べたいと考えています。なお、審議にあたっては、教育改革の諸課題を軸としながらも、それらと不可分な研究あるいは経営に関わる課題についても必要に応じて触れていただければと思います。

提言にあたっては、学内の幅広い意見を聴く機会を適時に設けていただき、役員会とも連携しながら学内諸会議での意見聴取のための付議も行っていただきたいと思います。私としても、さまざまな機会を通じて、秋季入学ほか教育改革全般について広く学内外の意見を聞き、議論をし、可能な改革についてはすみやかに取組みをすすめていきたいと考えています。

私は、秋季入学について「実施するとなれば5年後ということを目途」と述べてきましたが、秋季入学に限らず、総合的な教育改革への取組みは、日本の社会や大学をとりまく諸情勢に照らせば、ここ5年くらいが勝負どころであると考えています。このため、本検討会議の審議の明確な終期は設定しにくいところですが、本年度中を一応の目途として一定の成案をとりまとめるよう、ご努力いただければと思います。

この検討会議における調査審議は、これからの東京大学の教育制度の整備や教育の質向上のために、きわめて重要な意義を持つものと考えています。実りある検討がなされるよう、委員各位には格別のご尽力をお願いするとともに、学内の各方面の積極的なご協力を期待しています。

平成 24 年 4 月 10 日

改めて、総合的な教育改革の推進に向けて

— 学部教育について —

総 長

東京大学においては、「世界的視野をもった市民的エリート」（東京大学憲章）のより効果的な育成を目指して、着実に教育改革をすすめてきました。このたびの入学時期の在り方をめぐる活発な議論が明らかにしたのは、日本の社会・経済の将来に対する危機感の高まりとグローバル化の急速な進行の中で、まさしくこうした市民的エリートが社会から切迫感をもって求められていること、しかも、大学人も同様の思いを持って真剣にこれに応えようとする意思を有していること、です。このような社会の期待と思いを共にした大学人の責任感を、すみやかに具体的な形にしていくことが求められていると考えています。

入学時期の在り方というテーマは、学生を「よりグローバルに、よりタフに」育てるために、さまざまな教育課題を大学が社会とともに根本から見直す契機と視点を提供しています。日本社会の現状をみると残された時間は乏しく、東京大学が目指す総合的な教育改革に向け、その一環をなす入学時期をめぐる検討をさらに深めることと併せて、改めて各方面における教育改革の動きを同様に強めていく必要があります。

学部教育についても、すでにさまざまな検討がなされつつあり、理念においても仕組みにおいても相互に関連し合うところの多い以下のような課題例を総合的に視野に入れて取り組みをすすめていくことを、改めて確認しておきたいと思います。

【教育制度の大枠に関する事項】

- ・ 入学試験制度など高大接続の改善
- ・ 入学定員についての検討
- ・ 入学時期の見直し
- ・ 進学振分け制度の改革
- ・ 学部・大学院の接続についての検討
- ・ 修業年限の柔軟化

【教育の質向上に関する事項】

- ・ 教養教育の高度化、教養教育の後期課程・大学院への展開
- ・ 専門教育のさらなる改善、全学横断型教育の拡充
- ・ 教育システム・教育内容の国際化の多面的推進
- ・ 卓越した学生の能力をさらに伸ばす授業編成や特別プログラムの工夫
- ・ 国内外での体験活動等幅広い学習プログラムの整備

・授業改善に向けた教育支援体制の強化

これらの教育改革を総合的に推進していくことにより、東京大学の学部教育において、
○世界的に高い学術水準を反映した密度の濃い授業が効果的に提供され、学生相互、また
学生と教員との間の刺激を通じて知的好奇心や物事を考え抜く力、知的創造力が豊かに成
長していく環境、

○知的な能力が精神の自由闊達さ・強靭さや主体性・能動性と組み合わせあって、勉学への
意欲的で粘りのある取組みとともに社会的なコミュニケーション力・行動力としても発揮
される環境、

○高い語学力と幅広い教養、専門的な能力の組合せを基盤として、学内外の多様な人びと
との交流や国内外におけるグローバルな交流が日常的にさらに活発なものとなる環境、
が実現されることを、追求していきたいと考えています。

平成24年9月26日

入学時期等の教育基本問題に関する検討会議 御中

総長

総合的な教育改革の加速に向けて

<総長所信（第二次）>

本年5月の役員会からの諮問以降、「入学時期等の教育基本問題に関する検討会議」（以下、「検討会議」）の関係者の皆さんには精力的な審議をいただき感謝しています。各部署における議論も本格化しつつあり、検討会議においては、年度内に一定の成案をまとめるべく、この秋に議論は重要な段階を迎えるものと認識しています。

これまでの間、秋季入学構想をはじめとする本学の総合的な教育改革に対する社会的な期待の高まりを実感しているところです。政府においては、「日本再生戦略」を閣議決定し、グローバル人材育成戦略の一環として秋季入学の環境整備を進める方針を打ち出しました。大学界においても、12大学からなる「教育改革推進懇話会」が発足するなど、学事暦見直しをはじめとする諸課題に関する議論が活発化しています。産業界も、グローバル人材の育成に大きな期待を寄せ、本学に先導的な取組みを求める声は少なくありません。

私は、秋季入学への移行について、「実施するとなれば5年後を目指す」と述べてきました。しかし、こうした社会的な期待はもちろん、何よりも、環境の厳しさがいやます時代における学生の未来を真剣に考えると、教育改革の各方面で思い切った取組みを、逐次であれすみやかに実行していく必要性を痛感しています。学事暦をめぐっても、学内外からの様々な建設的な提案が示されている中、グローバルな大学のあり方を見据えて、一日も早く学生により望ましい環境を整備する取組みを、可能なところから開始していくことが必要であると考えます。

また、こうしたアクションを着実に推進し、そこでの経験や実績を積み重ねていくことが、東京大学の総合的な教育改革に関する幅広い理解や協力を得、社会におけるすみやかな環境整備を促していく上でも有益であると考えています。

については、こうした状況認識を共有いただきながら検討会議における審議を進め、その成果を第一次報告としてとりまとめていただくよう、お願いします。

入学時期等の教育基本問題に関する検討会議 審議経過

<平成24年度>

○第1回 平成24年5月22日(火)

- ・ 役員会からの諮問について
- ・ 今後の検討の進め方等について
- ・ その他

○第2回 平成24年7月5日(木)

- ・ 大学教育改革の進捗状況等について
- ・ 教育改革の工程表について
- ・ 企画調整部会、各作業部会における検討状況について
- ・ 初年次特別休学制度（仮称）等について
- ・ 今後の会議運営の在り方等について
- ・ その他

○第3回 平成24年9月26日(水)

- ・ 総長所信（第二次）について
- ・ 大学教育改革に関する学内外の状況等について
- ・ 初年次長期自主活動プログラムについて
- ・ 企画調整部会における検討状況について
- ・ その他

○第4回 平成24年11月6日(火)

- ・ 大学教育改革に関する学内外の状況等について
- ・ 新学事暦構想について
- ・ 進学振分けについて
- ・ その他

○第5回 平成25年1月23日(水)

- ・ 大学教育改革に関する学内外の状況等について
- ・ 新学事暦構想等について
- ・ その他

○第6回 平成25年2月18日(月)

- ・ 大学教育改革に関する学内外の状況等について
- ・ 審議経過報告（案）について
- ・ 今後の基本検運営について
- ・ その他

★平成25年2月28日(木)

役員会に「審議経過報告」を提出

<平成25年度>

○第1回 平成25年4月23日(火)

- ・ 基本検運営について
- ・ 審議経過報告に対する部局からの意見等について
- ・ その他

○第2回 平成25年5月21日(木)

- ・ 基本検答申案等について
- ・ その他

○第3回 平成25年6月10日(月)

- ・ 基本検運営について
- ・ 基本検答申案等について
- ・ その他

企画調整部会 審議経過

<平成24年度>

○第1回 平成24年6月11日(月)

- ・ 検討事項の確認
- ・ 意見交換

○第2回 平成24年6月28日(木)

- ・ 各作業部会からの報告
- ・ 意見交換
- ・ その他

○第3回 平成24年7月18日(水)

- ・ 各作業部会からの報告
- ・ 教育改革の工程表について
- ・ その他

○第4回 平成24年7月27日(金)

- ・ 各作業部会からの報告
- ・ 進学振分け制度について
- ・ その他

○集中討議(第1回) 平成24年8月22日(水)

- ・ 初年度の4月～9月の在り方について
- ・ サマープログラムについて
- ・ 進学振分け制度について
- ・ 第8学期～就職・大学院について
- ・ 様々な改革(教育改革、キャンパス、学生の意識、教員の改革へのモチベーション等)について

○第5回 平成24年9月6日(木)

- ・ 各作業部会からの報告
- ・ サマープログラムについて
- ・ その他

○第6回 平成24年9月12日(水)

- ・ 作業部会からの報告
- ・ 今後のとりまとめについて
- ・ その他

★平成24年9月26日(水)

基本検に「中間報告および新学事暦の提案」を提出

○第7回 平成24年10月12日(金)

- ・ 「企画調整部会の検討中間報告および新学事暦の提案」について
- ・ 各作業部会からの報告
- ・ サマープログラムの在り方について
- ・ 今後の検討の進め方等について
- ・ その他

○第8回 平成24年10月24日(水)

- ・ 各作業部会からの報告
- ・ サマープログラムの在り方等について
- ・ 「学部教育の総合的改革に向けて(全体枠組みの試案)」について
- ・ その他

○第9回 平成24年11月1日(木)

- ・ 新学事暦案に関する具体的な検討について
- ・ その他

○集中討議(第2回) 平成24年11月26日(月)

- ・ 各作業部会からの報告
- ・ 学部一大学院の接続について
- ・ FPについて
- ・ 学部教育全体について
- ・ その他

○第10回 平成24年12月6日(木)

- ・ 新学事暦案に関する具体的な検討について
- ・ その他

○第11回 平成24年12月20日(木)

- ・ 新学事暦案に関する具体的な検討について
- ・ 第一次報告(案)について
- ・ その他

○第12回 平成25年1月8日(火)

- ・ 新学事暦案に関する具体的な検討について
- ・ 審議経過報告(案)について
- ・ その他

○第13回 平成25年1月24日(木)

- ・ 新学事暦案に関する具体的な検討について
- ・ 審議経過報告(案)について
- ・ 作業部会からの報告について
- ・ その他

<平成25年度>

○第14回 平成25年2月1日(金)

- 新学事暦案に関する具体的な検討について
- 審議経過報告(案)について
- その他

○第15回 平成25年2月22日(金)

- 新学事暦案に関する具体的な検討について
- 審議経過報告(案)について
- その他

○第1回 平成25年4月25日(木)

- 審議経過報告に対する部局からの意見等について
- その他

○第2回 平成25年5月8日(水)

- 基本検答申案の検討について
- その他

○第3回 平成25年5月20日(月)

- 基本検答申案の検討について
- その他

○第4回 平成25年6月5日(水)

- 基本検答申案等について
- その他

資格試験制度作業部会

- 第1回 平成24年6月21日(木)
 - ・ 検討の進め方等について
- 第2回 平成24年9月25日(火)
 - ・ 各国家資格試験等に関する課題整理

ギャップターム作業部会

- 第1回 平成24年6月21日(木)
 - ・ G Tをめぐる諸課題について
 - ・ 初年次特別休学制度について
- 第2回 平成24年7月23日(月)
 - ・ 検討の進め方等について
 - ・ 初年次特別休学制度について
- 第3回 平成24年9月10日(月)
 - ・ 初年次特別休学制度について
 - ・ G Tで想定されるパターン等について
- 第4回 平成24年9月25日(火)
 - ・ 初年次特別休学制度について
 - ・ 初年次向けF P、S Pについて
- 第5回 平成24年10月23日(火)
 - ・ 初年次向けS Pの内容について
 - ・ G Tパターンについて
 - ・ F L Yプログラムについて
- 第6回 平成24年11月19日(月)
 - ・ 選択的G Tについて

【ギャップターム作業部会 初年次特別休学制度 検討チーム】

- 第1回 平成24年7月26日(木)
- 第2回 平成24年8月1日(水)
- 第3回 平成24年8月24日(金)
- 第4回 平成24年8月27日(月)
- 第5回 平成24年9月21日(金)
- 第6回 平成24年10月18日(木)

学事業務見直し作業部会

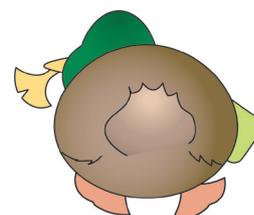
- 第1回 平成24年6月21日(木)
 - ・ 検討事項の確認
- 第2回 平成24年7月19日(木)
 - ・ 学事暦について
- 第3回 平成24年9月10日(月)
 - ・ 学事暦の課題への対応等について
- 第4回 平成24年10月1日(月)
 - ・ 新学事暦(案)への移行措置について
- 第5回 平成24年10月17日(水)
 - ・ 新学事暦(案)への移行措置について
 - ・ 学事日程上の課題について
- 第6回 平成24年11月5日(月)
 - ・ 学事日程上の課題について
- ★11月27日(火)から12月12日(水)にかけて、
大学院の学事暦に関する15研究科等への
ヒアリングを実施。
- 第7回 平成24年11月29日(木)
 - ・ 新学事暦案に係わる課題について
- 第8回 平成24年12月19日(水)
 - ・ 大学院の学事暦に関する研究科ヒアリングについて
 - ・ 新学事暦案に係わる課題について
- 第9回 平成25年1月22日(火)
 - ・ 大学院の学事暦に関する研究科ヒアリングについて
 - ・ 新学事暦案に係わる課題について

[付録]

総合的な教育改革の検討経緯

平成23年4月に設置された「入学時期の在り方に関する懇談会」以降、このたびの実施方針決定に至る約2年4ヶ月の経緯をまとめました。

- 平成23年4月 濱田総長の私的諮問機関として「入学時期の在り方に関する懇談会(懇談会)」(座長：清水孝雄理事・副学長)を設置。
- 12月 懇談会が中間まとめを提出。学内に公表し意見募集を実施(～2月)。
- 平成24年3月 懇談会が報告書を提出。総合的な教育改革の一環としての秋季入学構想を中心に提言。
→ 学内広報「懇談会報告書特集版」(平成24年4月)参照。
- 4月 懇談会報告を受け、濱田総長が「改めて、総合的な教育改革の推進に向けて—学部教育について—」を表明。教育制度の大枠や教育の質向上に関する課題を提起。
役員会の下に、総合的な教育改革を検討するため「入学時期等の教育基本問題に関する検討会議(基本検)」(座長：清水孝雄理事・副学長)を設置(平成25年4月より、座長は佐藤慎一理事・副学長)。翌月、役員会からの諮問、総長所信を受けて第1回会議を開催。
→ 学内広報1426号(平成24年6月)参照。
- 9月 基本検企画調整部会が中間報告を提出。学内に公表。
濱田総長が「総合的な教育改革の加速に向けて<総長所信(第2次)>」を表明。思い切った取組を、逐次であれすみやかに実行していく観点で基本検に審議を要請。
- 平成25年2月 基本検が審議経過報告を提出。学内へ公表し各部局への意見照会を実施。翌月に教職員・学生のための説明会を開催。
- 6月 基本検が「学部教育の総合的改革について(答申)」を提出。総合的な教育改革のアクションリストの実施、学事暦見直し等を提言。
濱田総長が「入学時期等の教育基本問題に関する検討会議答申を受けて(総長所信)」を表明。
- 7月 役員会が「学部教育の総合的改革に関する実施方針」を議決。「臨時教育改革本部」を設置。





THE UNIVERSITY OF TOKYO

この「学内広報」の記事を転載・引用する場合には、事前に広報室の了承を得、掲載した刊行物若干部を広報室までお送りください。なお、記事についての問い合わせ及び意見の申し入れは、本部企画課を通じて行ってください。

東京大学広報室

no. 1443 2013年9月2日

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学本部企画課 TEL : 03-5841-2393
e-mail : nyugakujiki@ml.adm.u-tokyo.ac.jp
<http://www.u-tokyo.ac.jp>